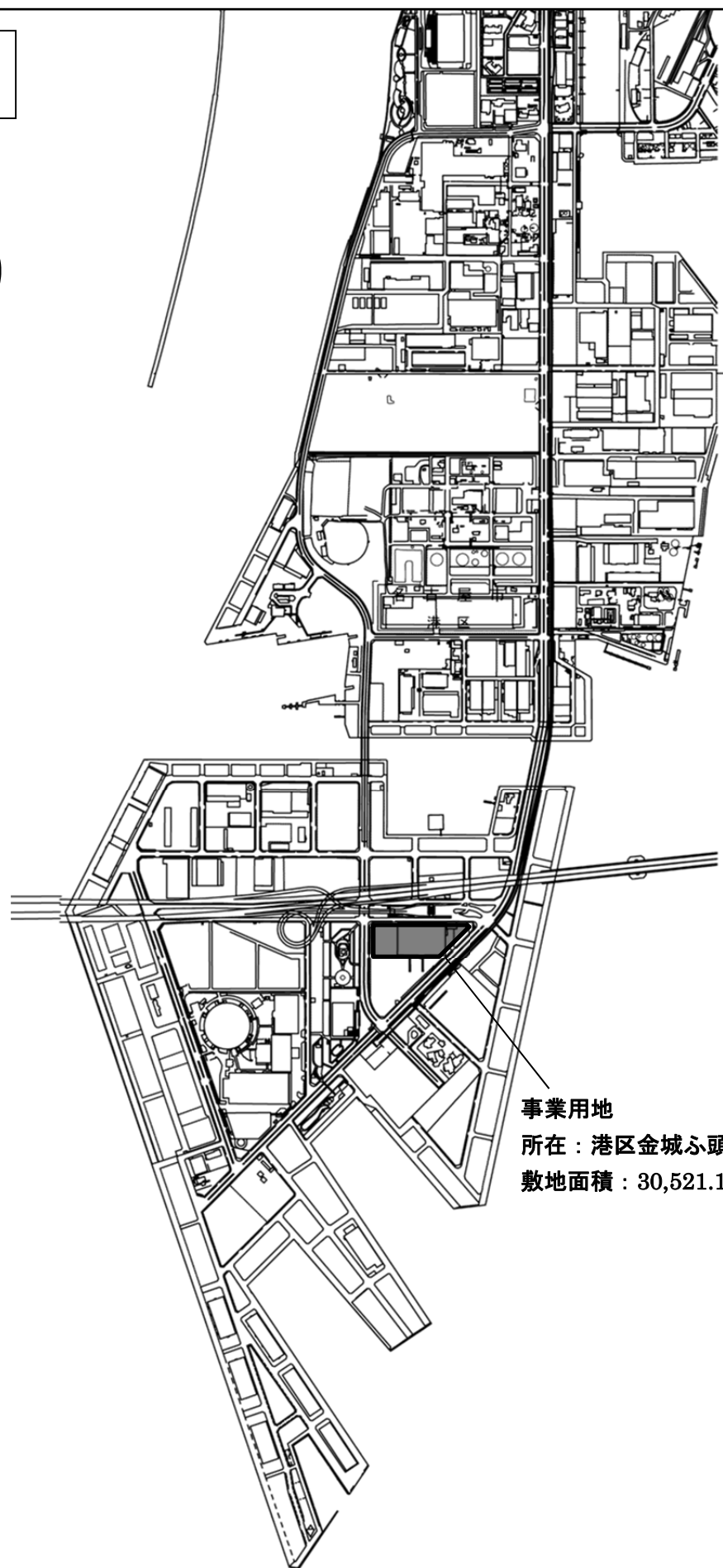
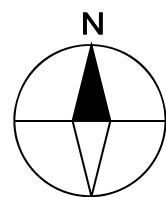
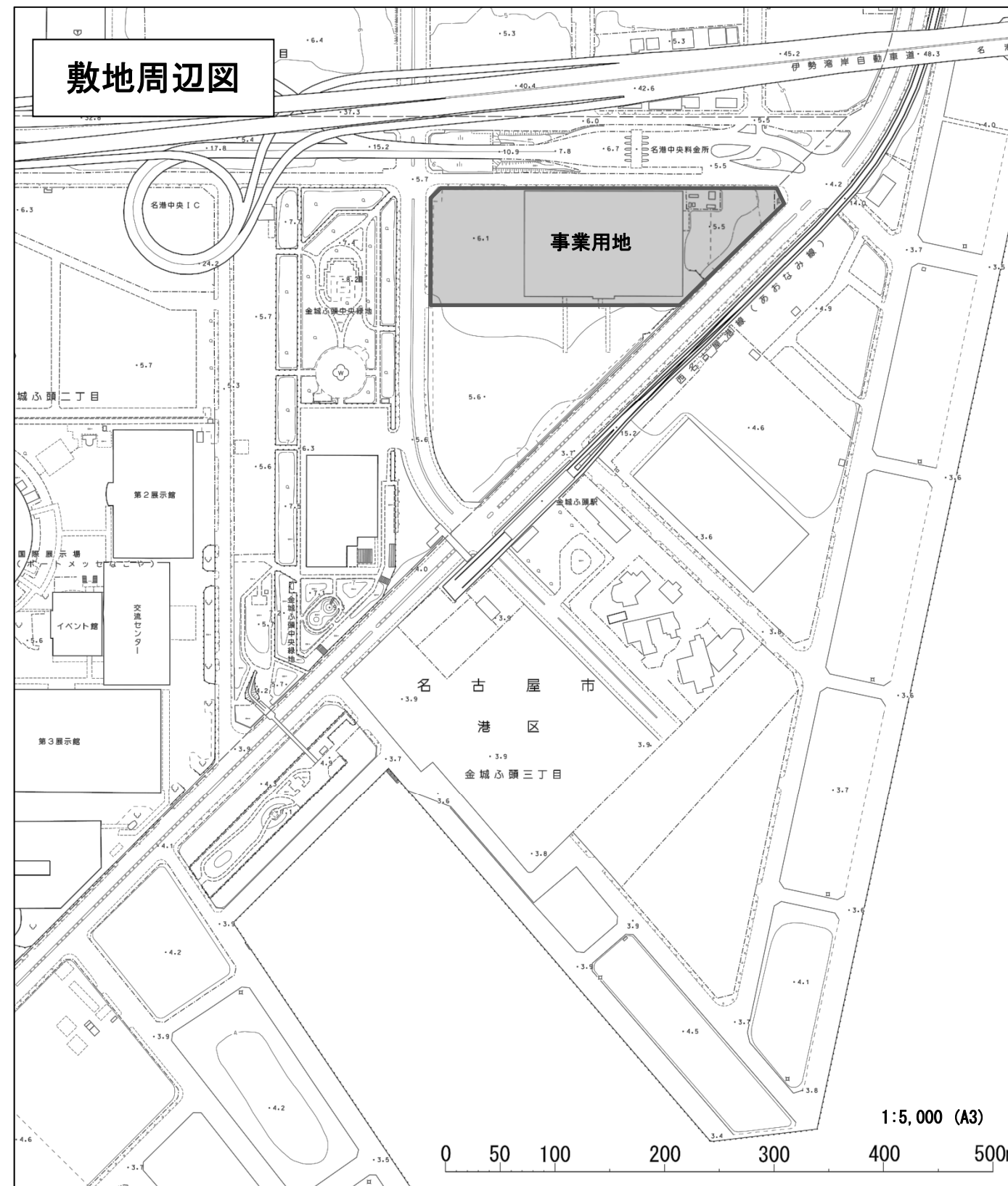


広域図



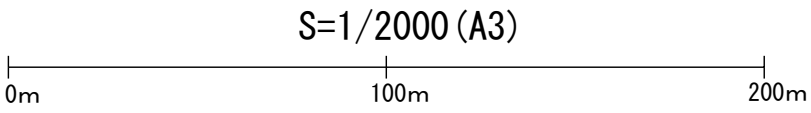
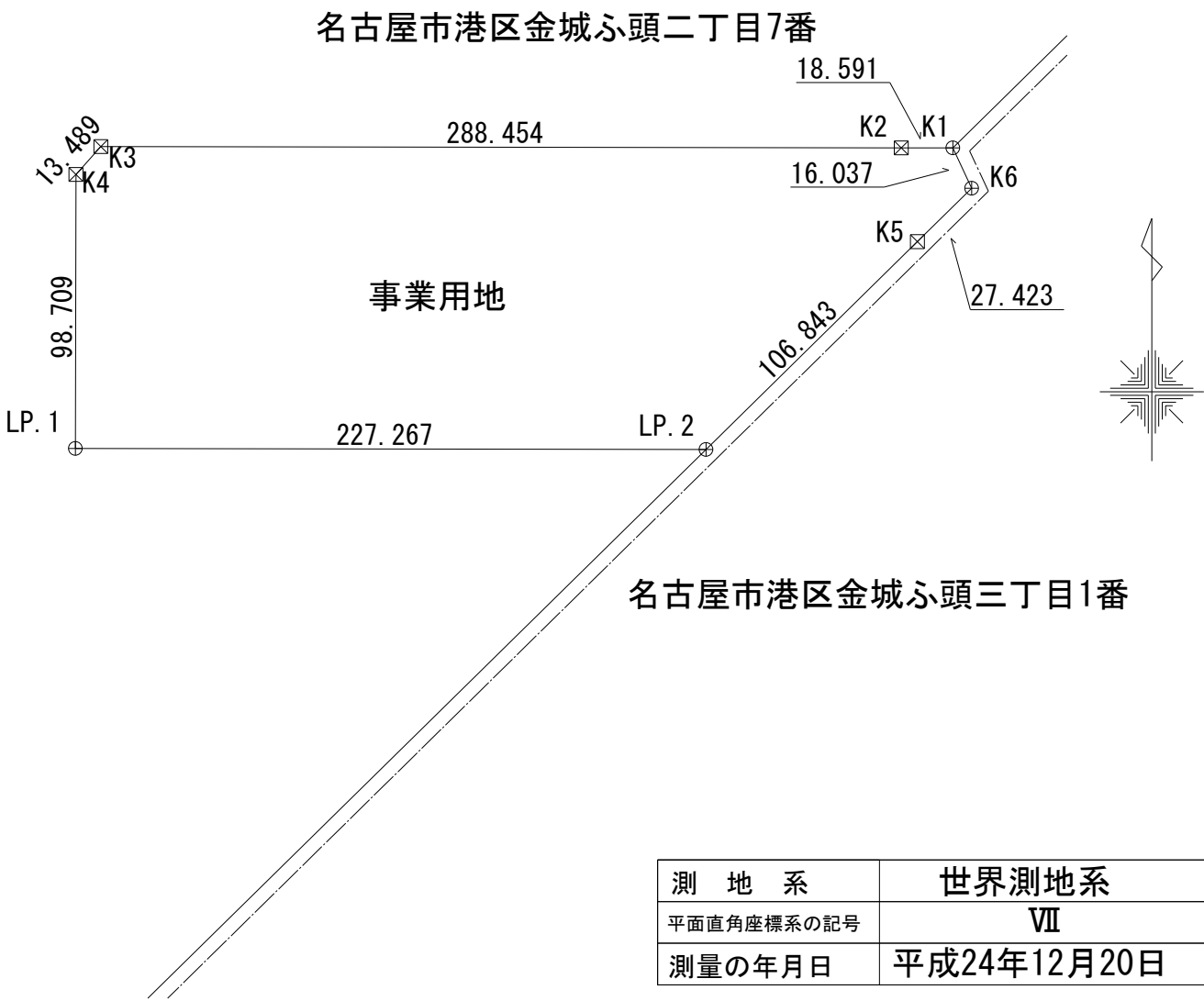
事業用地
所在：港区金城ふ頭二丁目7番2
敷地面積：30,521.17 m²

敷地周辺図



事業用地位置図

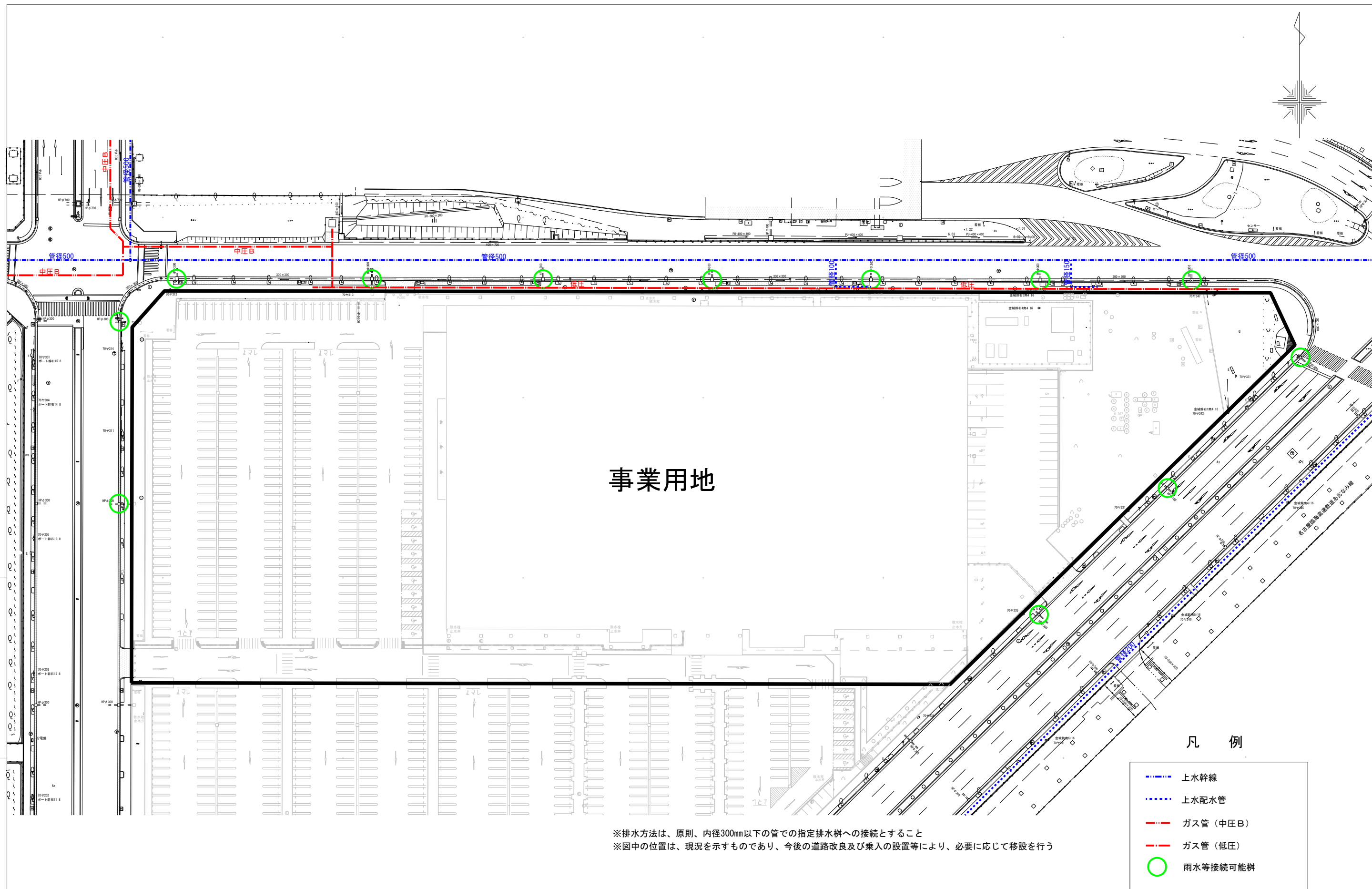
座 標 求 積 表					
地 番 No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No
K1	⊕	-105170.864	-28742.496	18.591	K2
K2	⊗	-105170.860	-28761.087	288.454	K3
K3	⊗	-105170.364	-29049.541	13.489	K4
K4	⊗	-105180.435	-29058.514	98.709	LP. 1
LP. 1	⊕	-105279.144	-29058.717	227.267	LP. 2
LP. 2	⊕	-105279.535	-28831.450	106.843	K5
K5	⊗	-105204.624	-28755.268	27.423	K6
K6	⊕	-105185.397	-28735.715	16.037	K1
			倍 面 積	61042.343459	
			面 積	30521.1717295	
			地 積	30521.17 m ²	



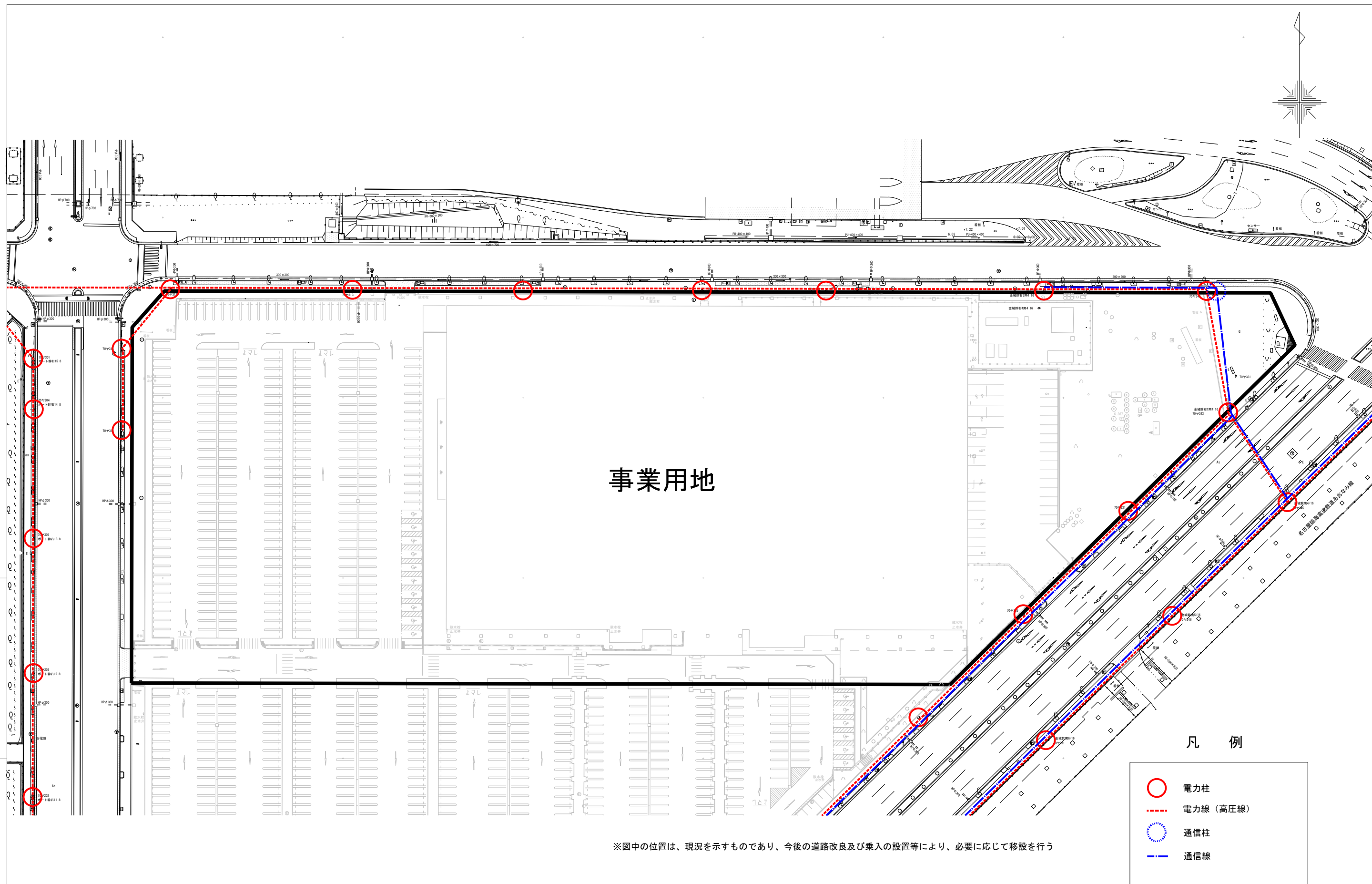
測 地 系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量の年月日	平成24年12月20日

境界標の表示	
⊕	金 属 鈎
⊗	合成樹脂杭

敷地測量図

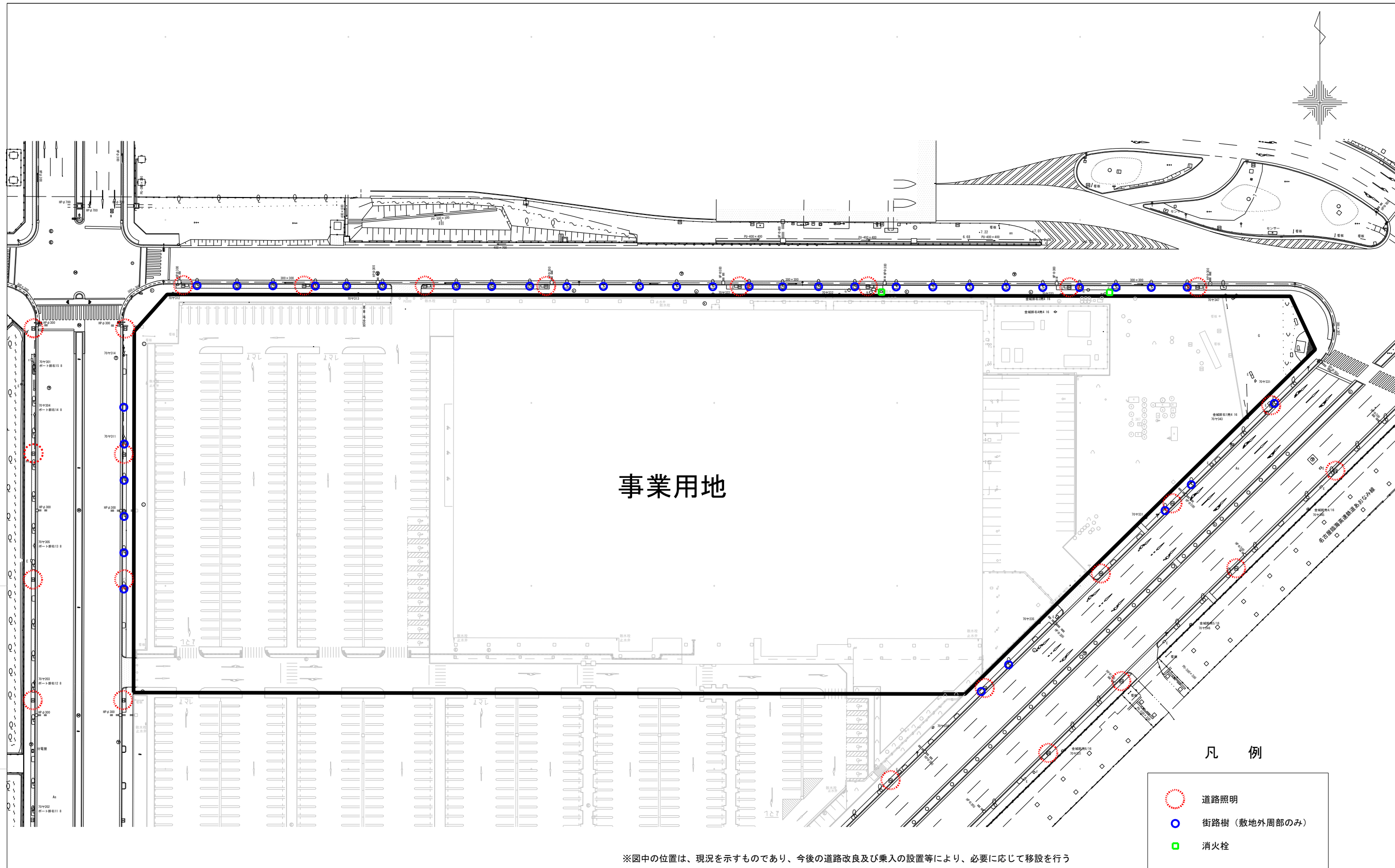


上水本管・ガス本管・雨水排水図



電気・通信図

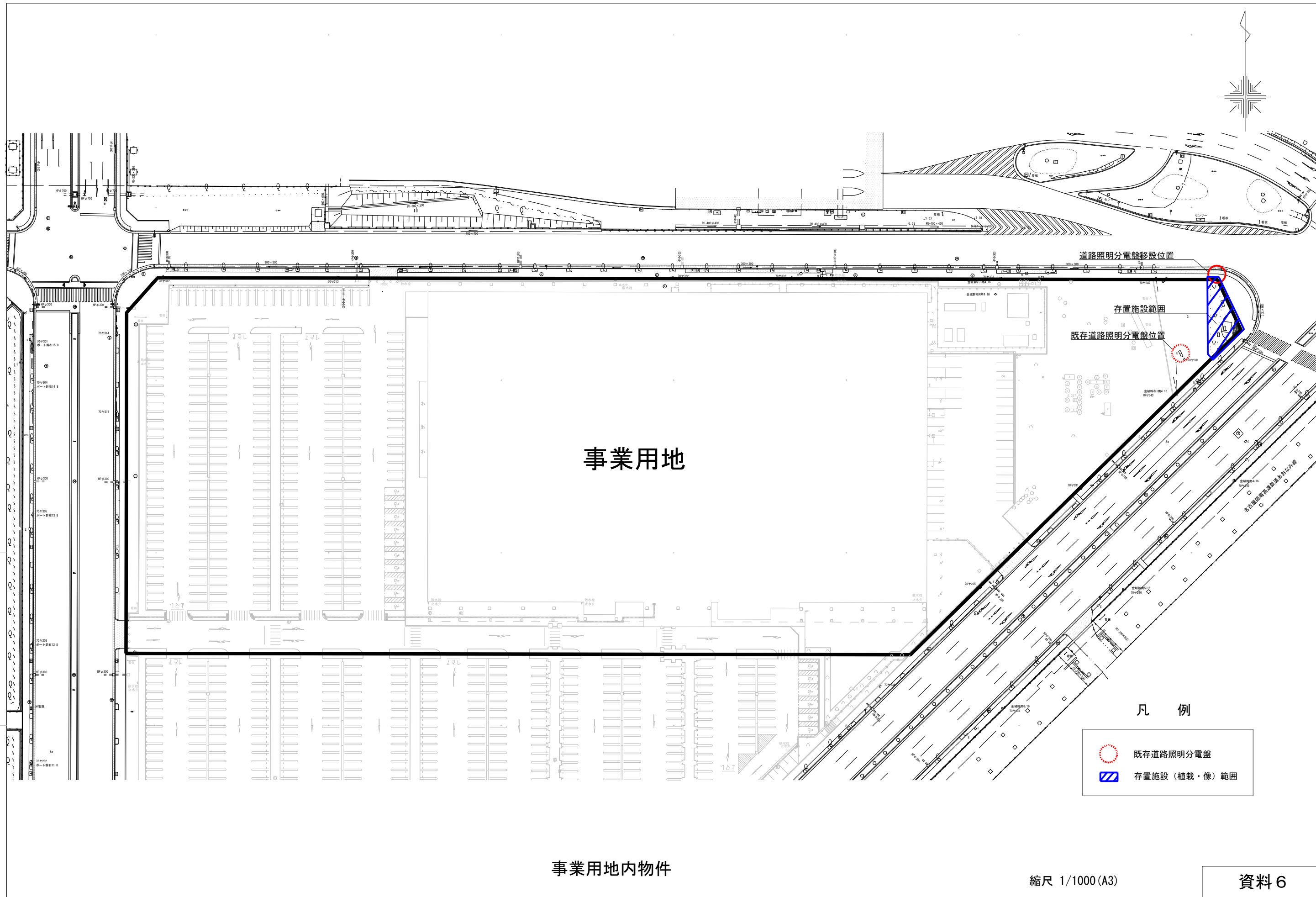
縮尺 1/1000 (A3)

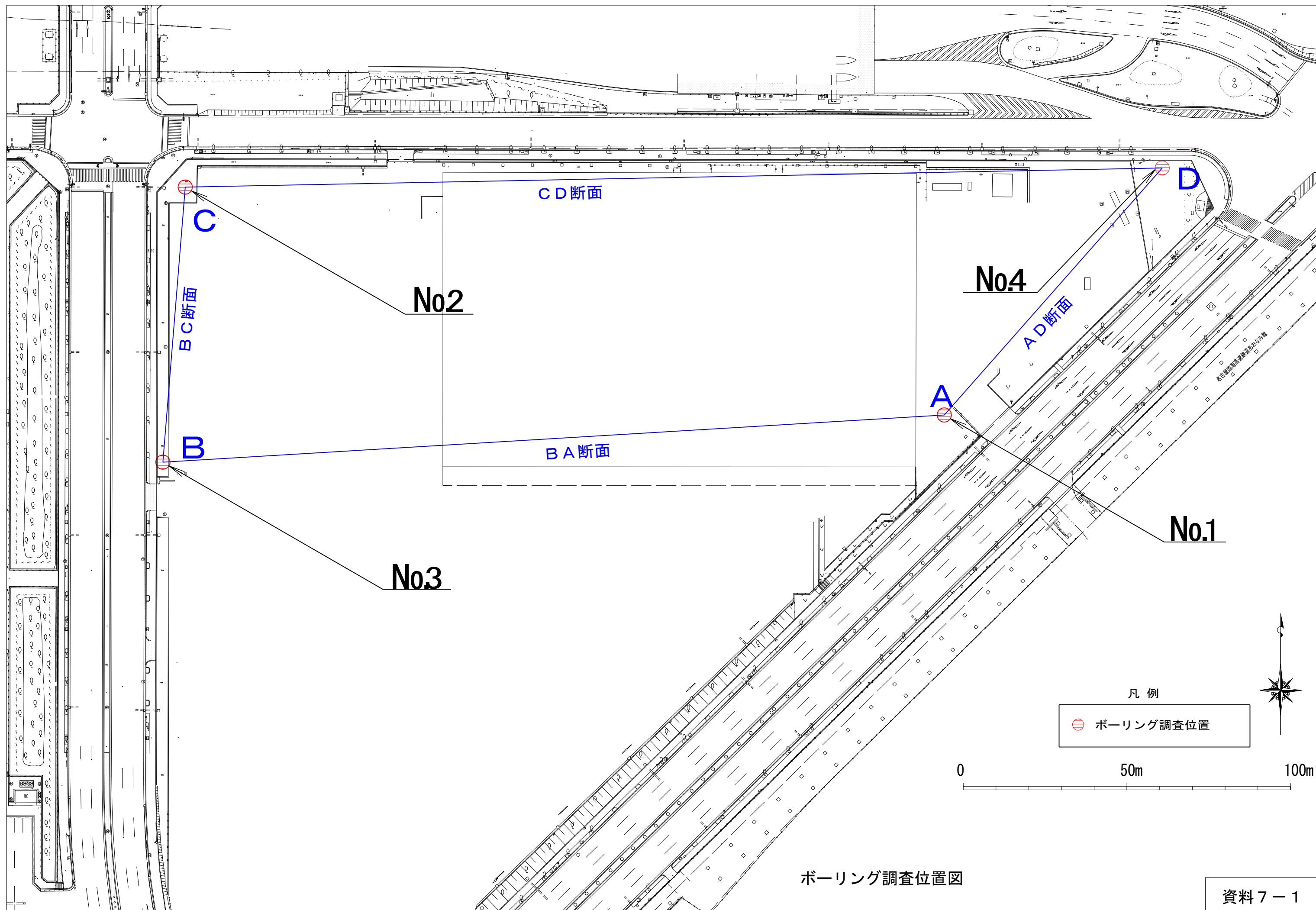


周辺道路内施設

縮尺 1/1000 (A3)

資料 5





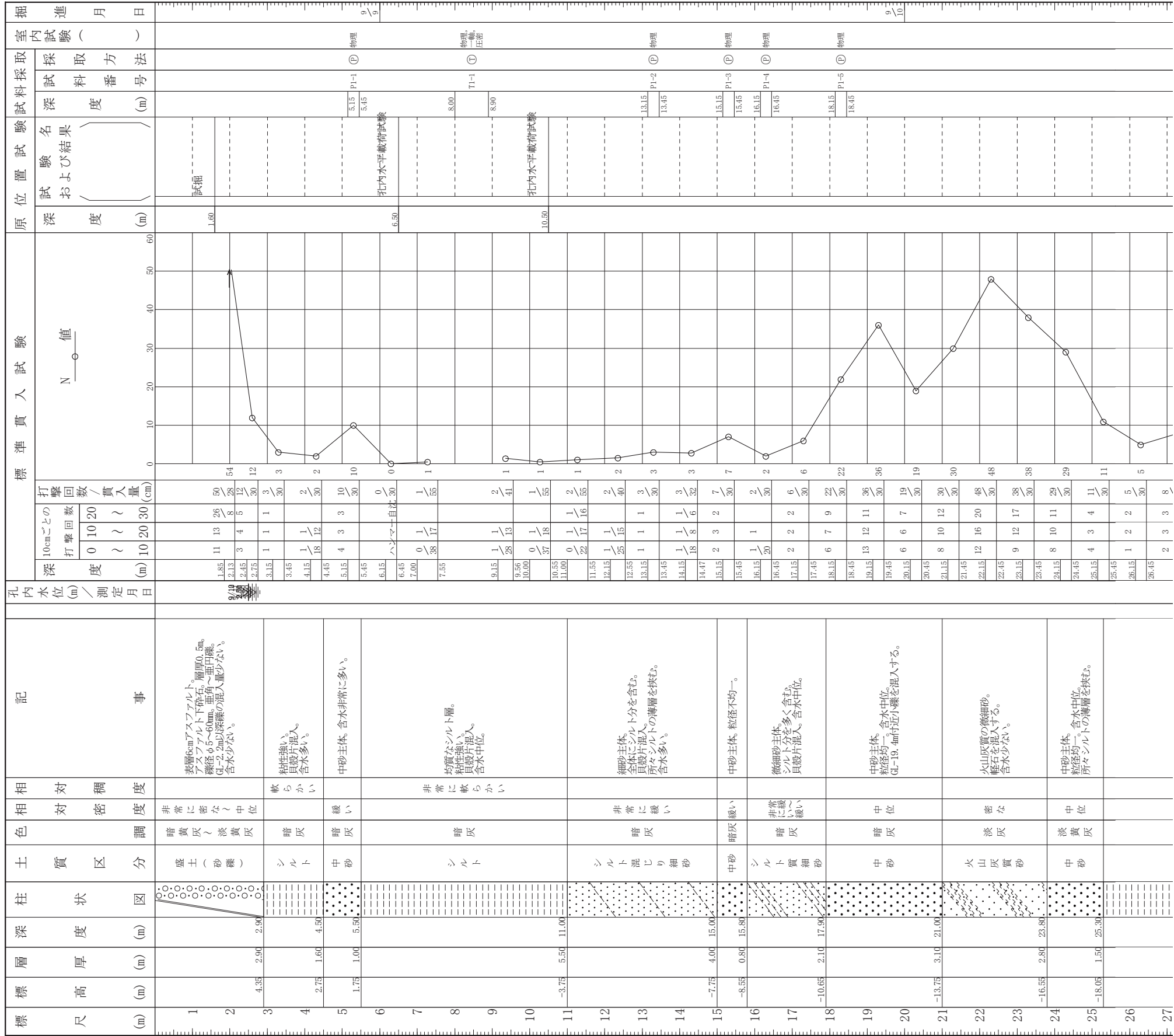
名 査 調

名工・事業

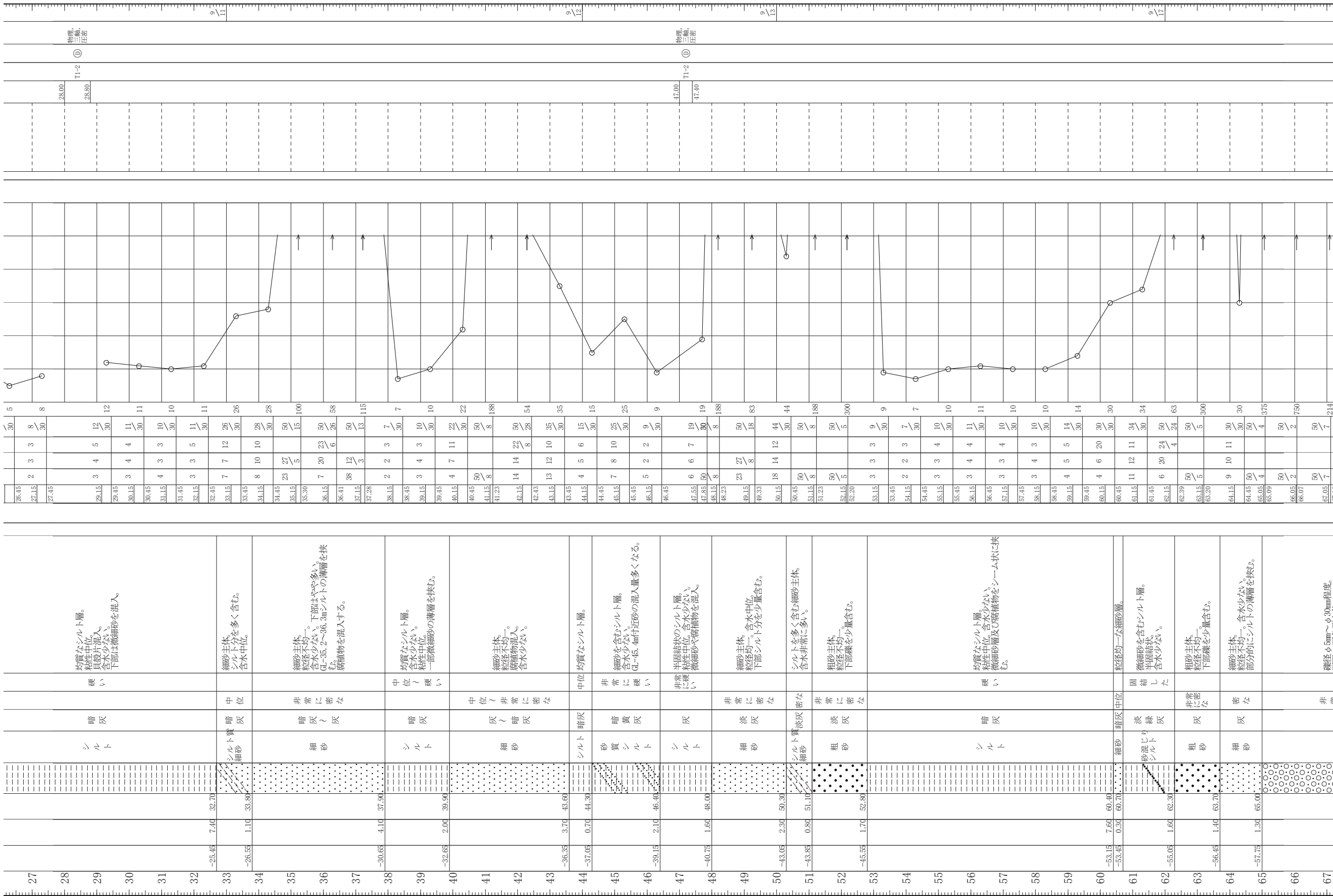
[illegible]

ON 1-1

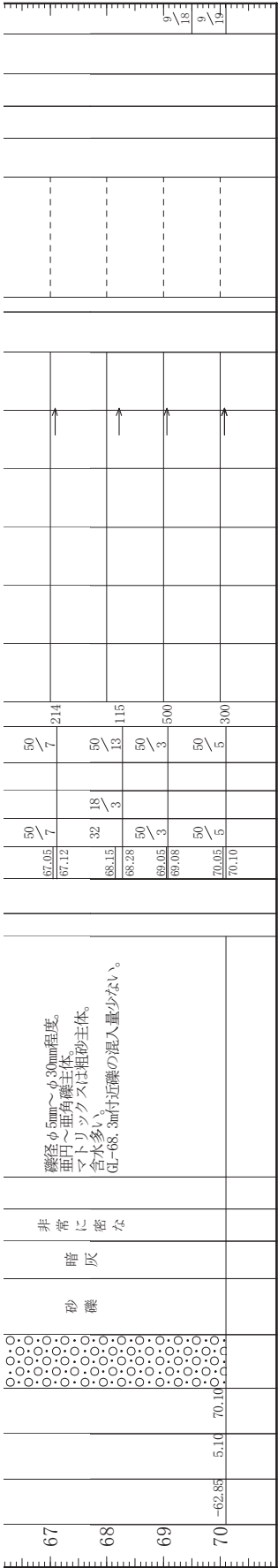
ボーリング名	No. 1		調査位置				北緯 35° 3' 3.45"	
発注機関					調査期間		東経 136° 51' 2.83"	
調査業者名			主任技師		現代理人		ボーリング責任者	
孔口標高	7.25m	方角	180° 上	90° 東	地盤勾配	使用機種	ハンマー落下用具	半自動落下
総掘進長	70.10m	度	0° 下	0° 南	鉛直 90° 水平 0°	エンジン	NFAD-8 ポンプ	V-6



ボーリング柱状図 (No. 1①)

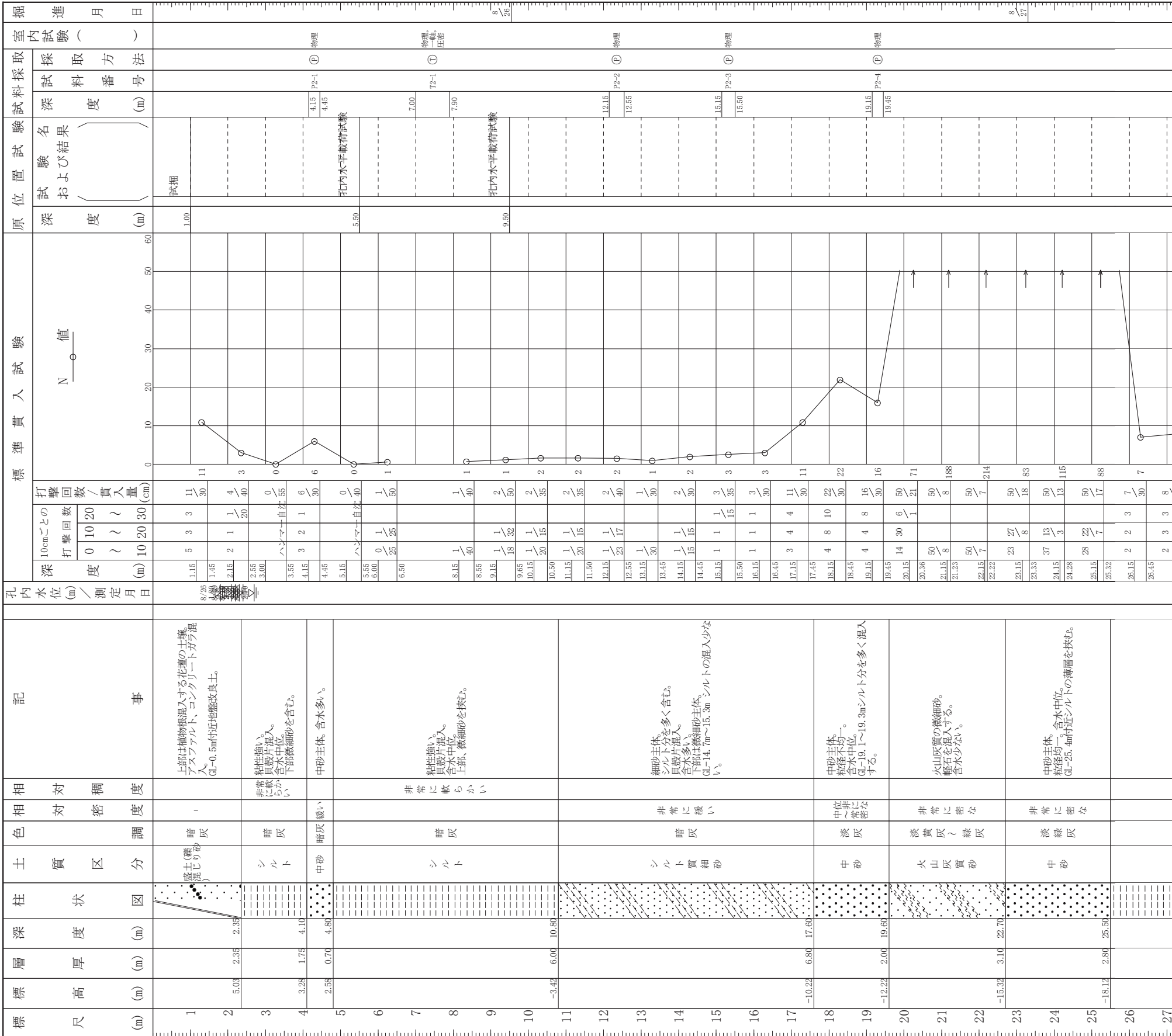


ボーリング柱状図（No. 1 ②）

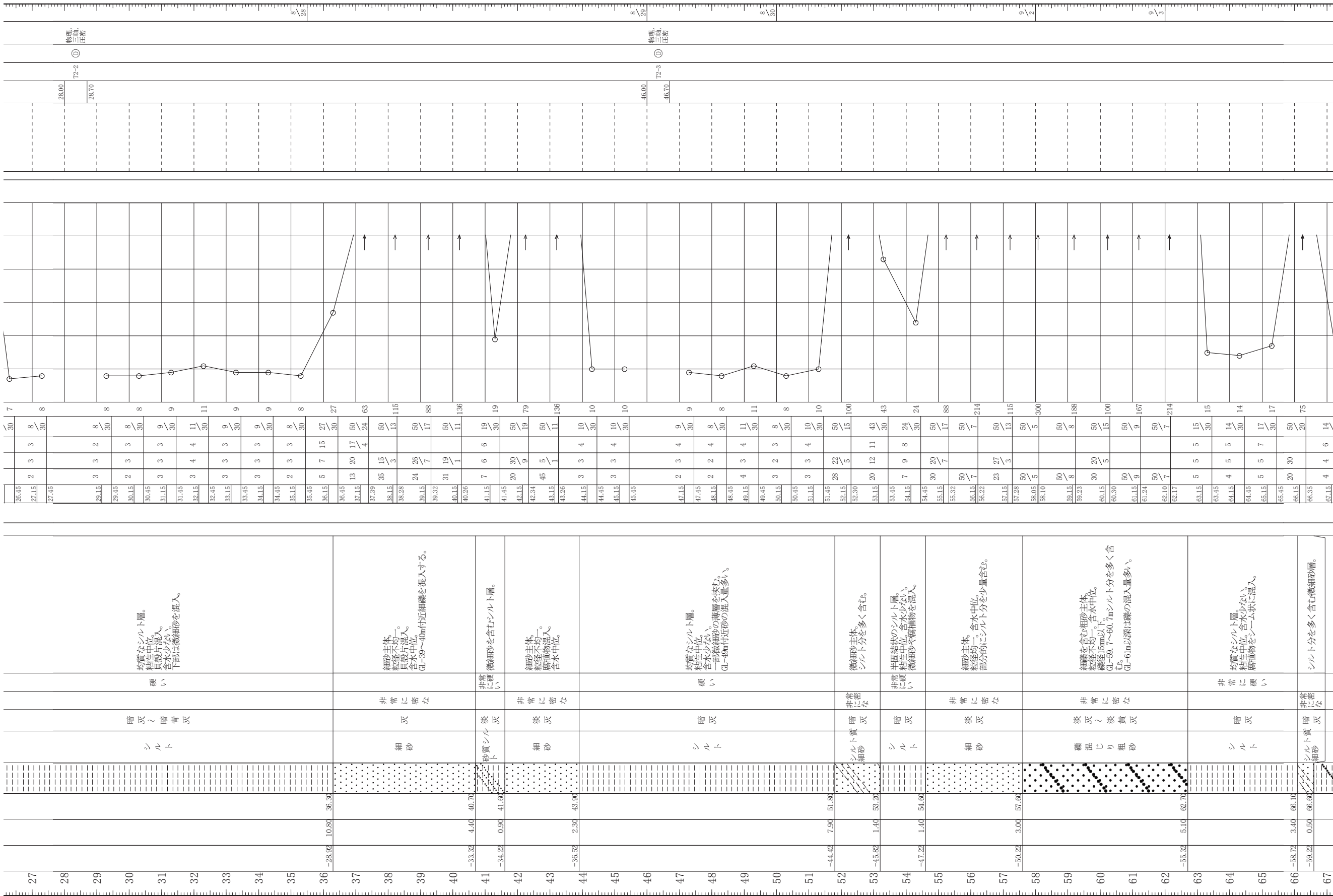


ボーリング柱状図（N o . 1 ③）

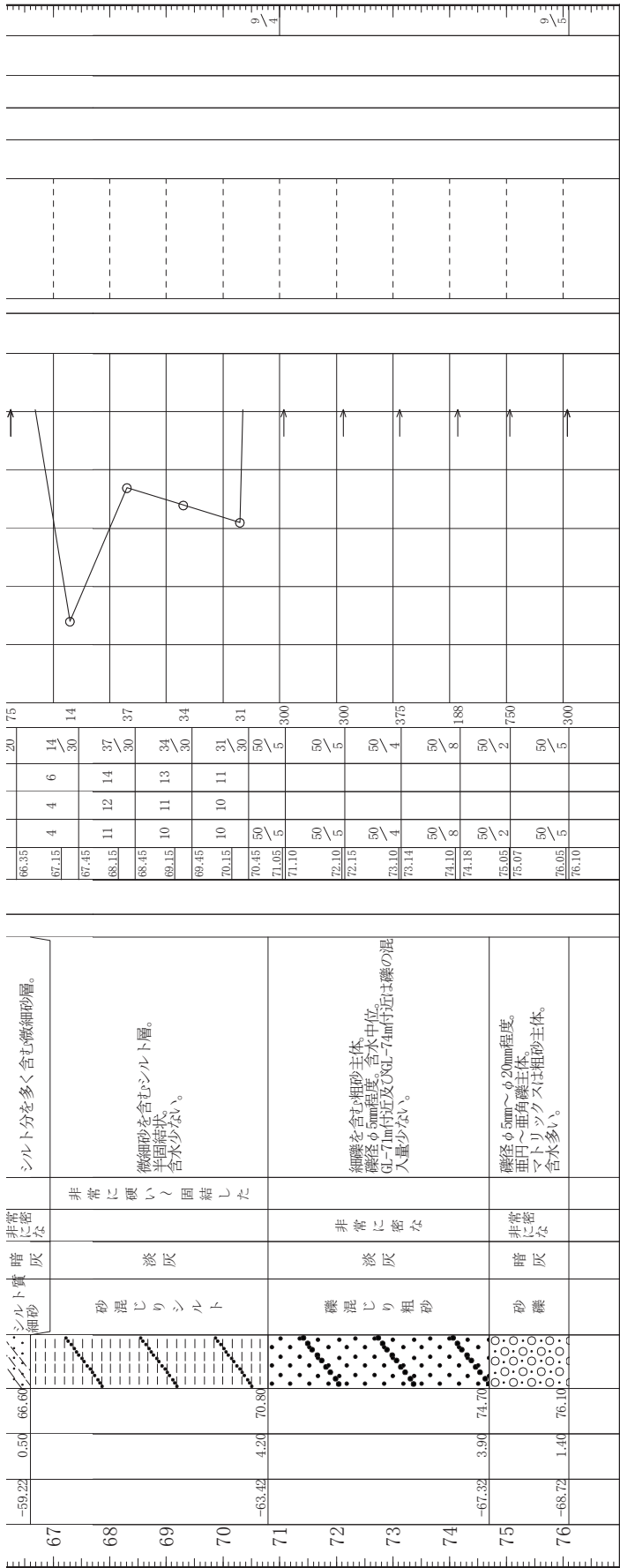
ボーリング名	No. 2				調査位置		北緯 35° 3' 5.57"				
発注機関							調査期間		東経 136° 50' 53.37"		
調査業者名				主任技師		現場代理人		ボーリング責任者			
孔口標高	7.38m	角	180° 上 90° 下 0°	方	地盤勾配 		使用機種		ハンマー落下用具		
総掘進長	76.10m	度	0°	向	鉛直 90°		エンジン		ポンプ		
								KR-100		半自動落下	
								NFAD-8		V-6	



ボーリング柱状図（No. 2①）



ボーリング柱状図 (No. 2②)



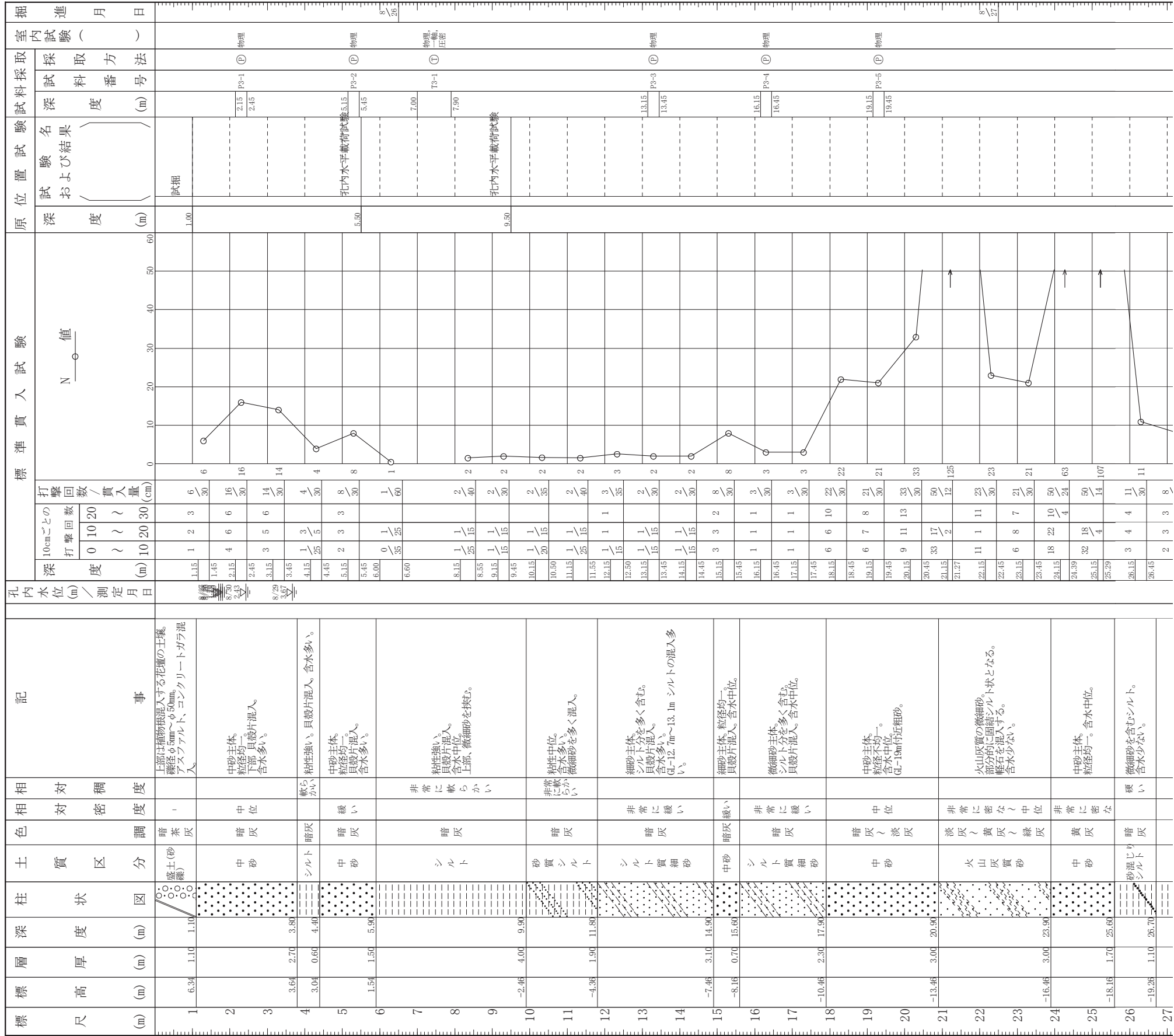
ボーリング柱状図（No. 2③）

名
查
圖

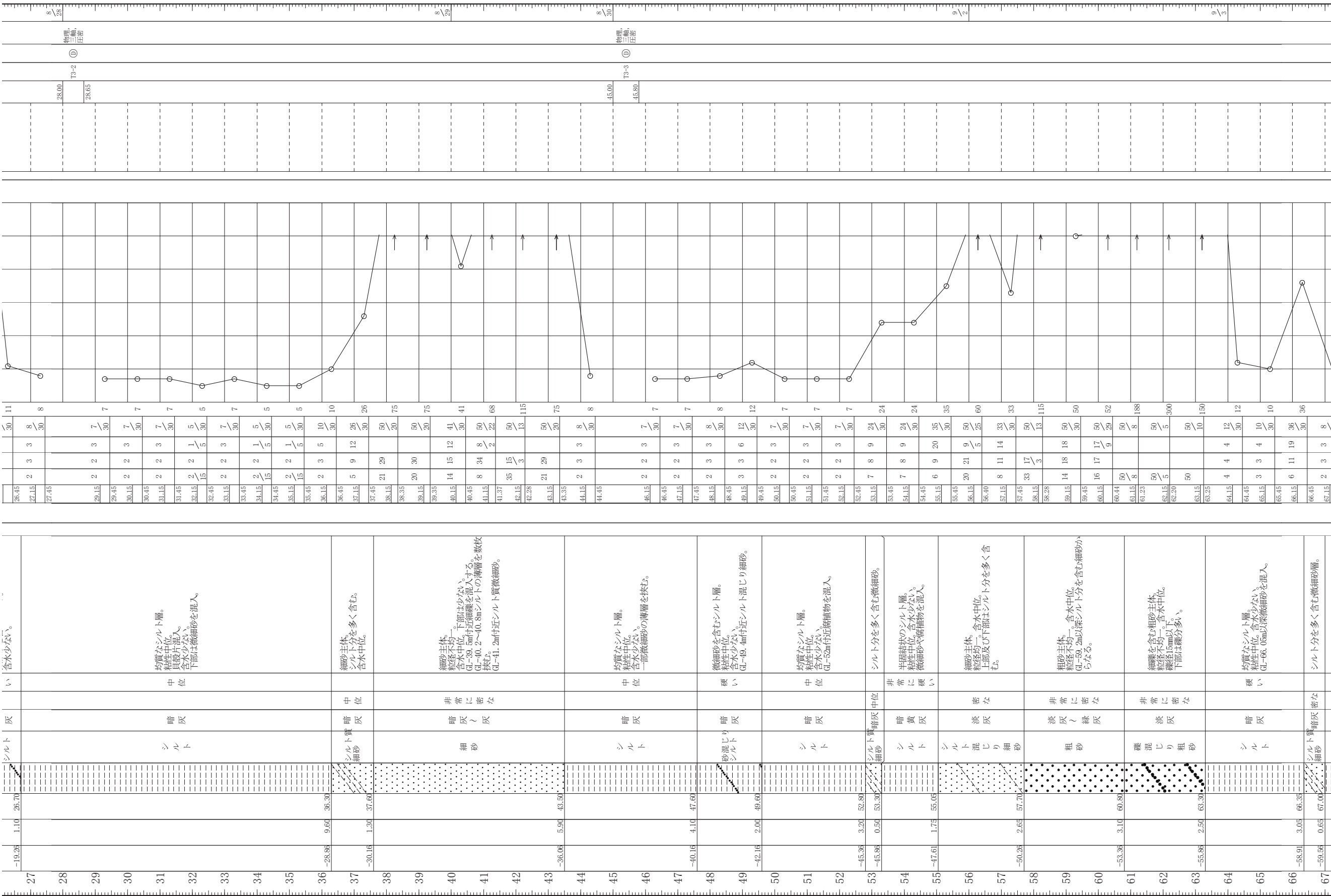
[illegible]

名工・事業

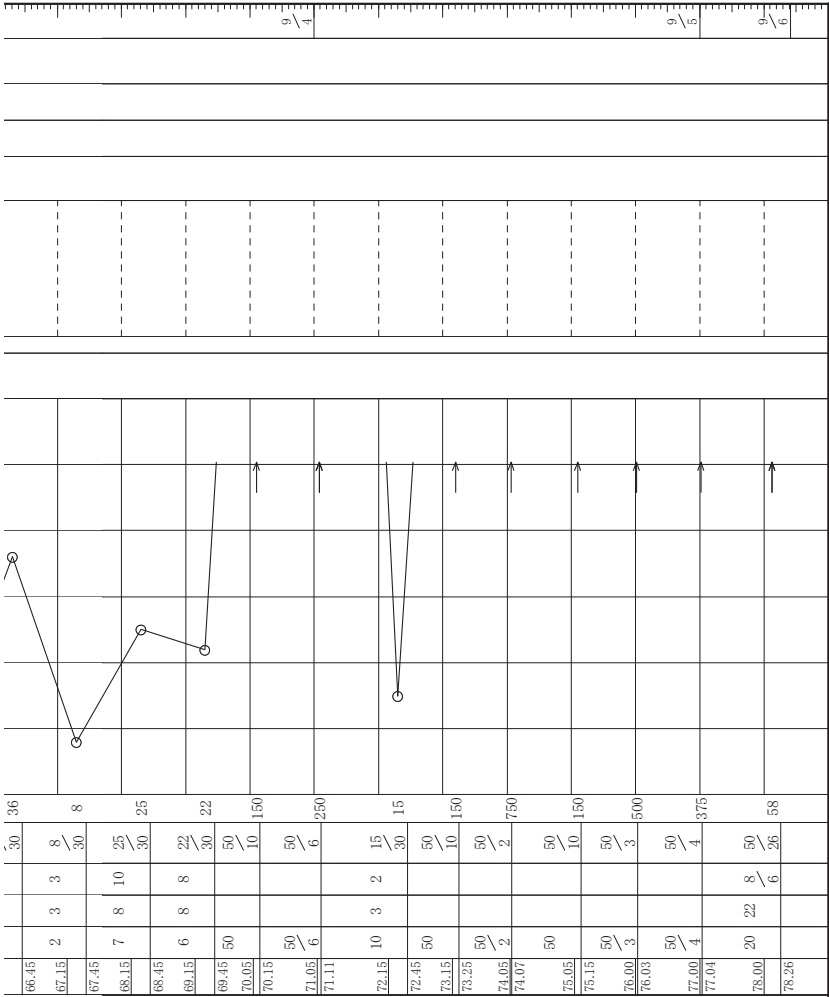
事業・工事名										シートNo	
ボーリング名			No. 3		調査位置		北緯 35° 3' 2.63"				
発注機関			調査期間							東経 136° 50' 53.24"	
調査業者名			主任技師		現場代理人		コア鑑定者		ボーリング責任者		
孔口標高		7.44m		角 180° 上 90° 下 0°		方 北 0° 270° 西 90° 東 180° 南		地盤勾配 水平 0° 鉛直 90°		使用機種 ハンマー落下用具	
総掘進長		78.41m		度 0°		向 0°		エンジン		ポンプ	
								カノ KR-100H		コナンフーリ	
								ヤンマー NFAD10		カノ V-6S	



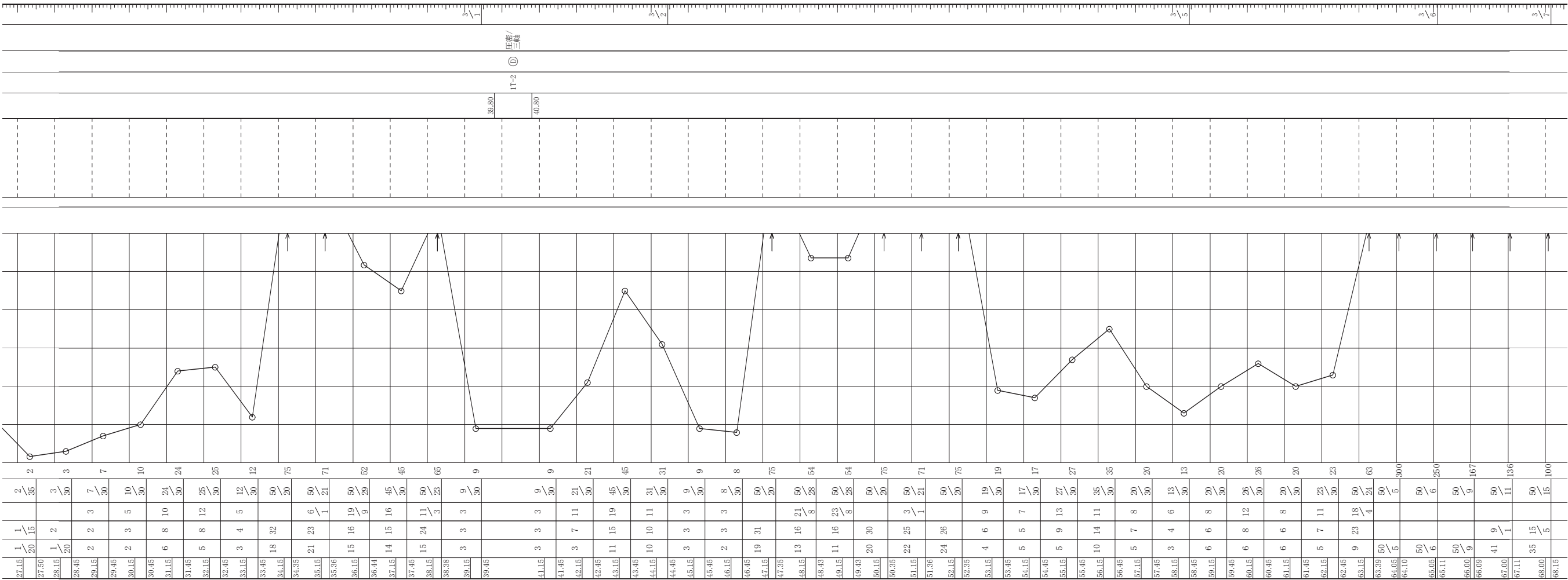
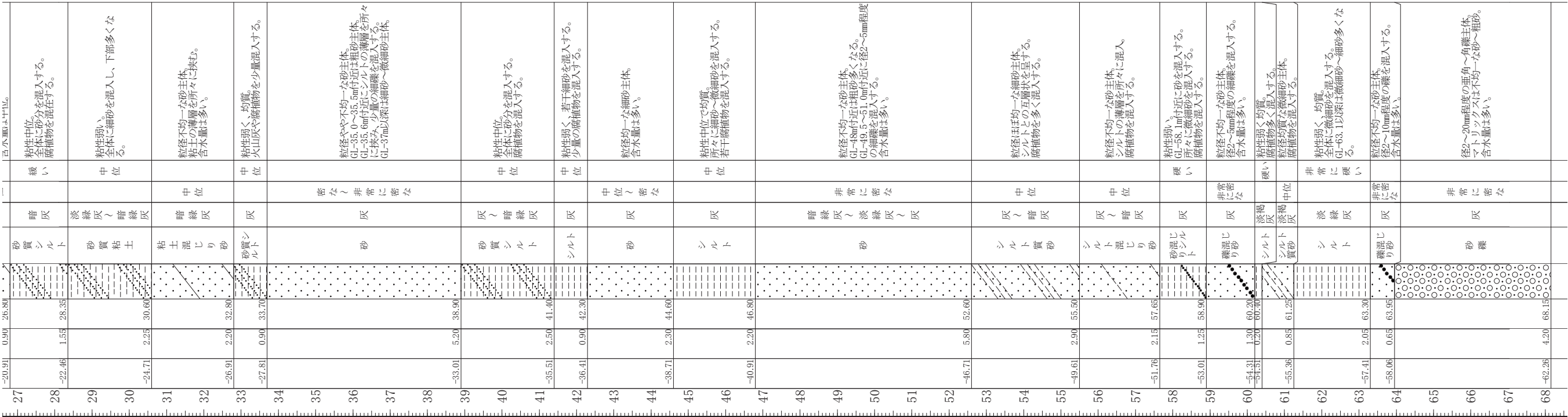
ボーリング柱状図 (No. 3①)



ボーリング柱状図 (No. 3②)



ボーリング柱状図 (No. 3③)

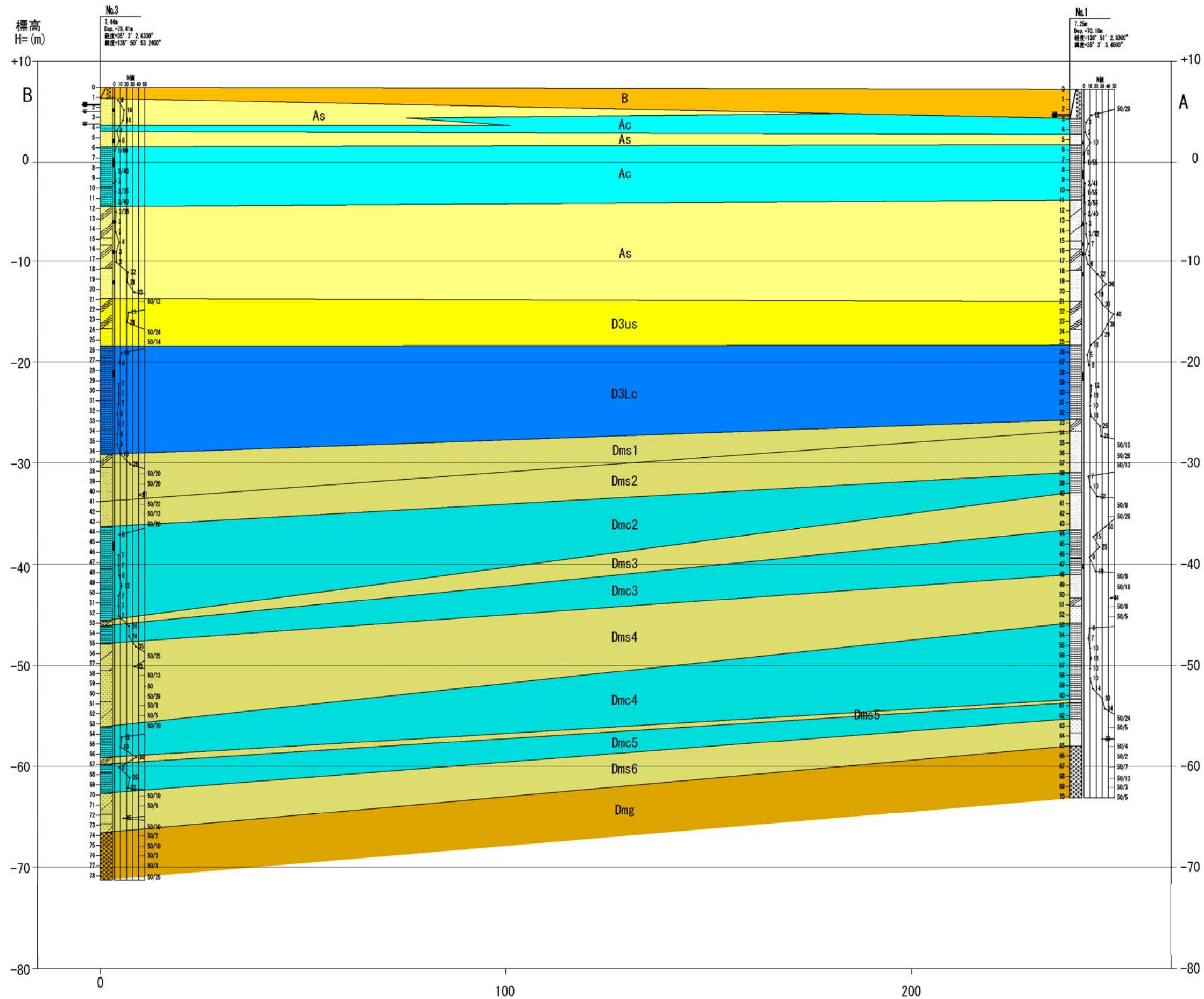


ボーリング柱状図（No. 4②）



ボーリング柱状図（No. 4③）

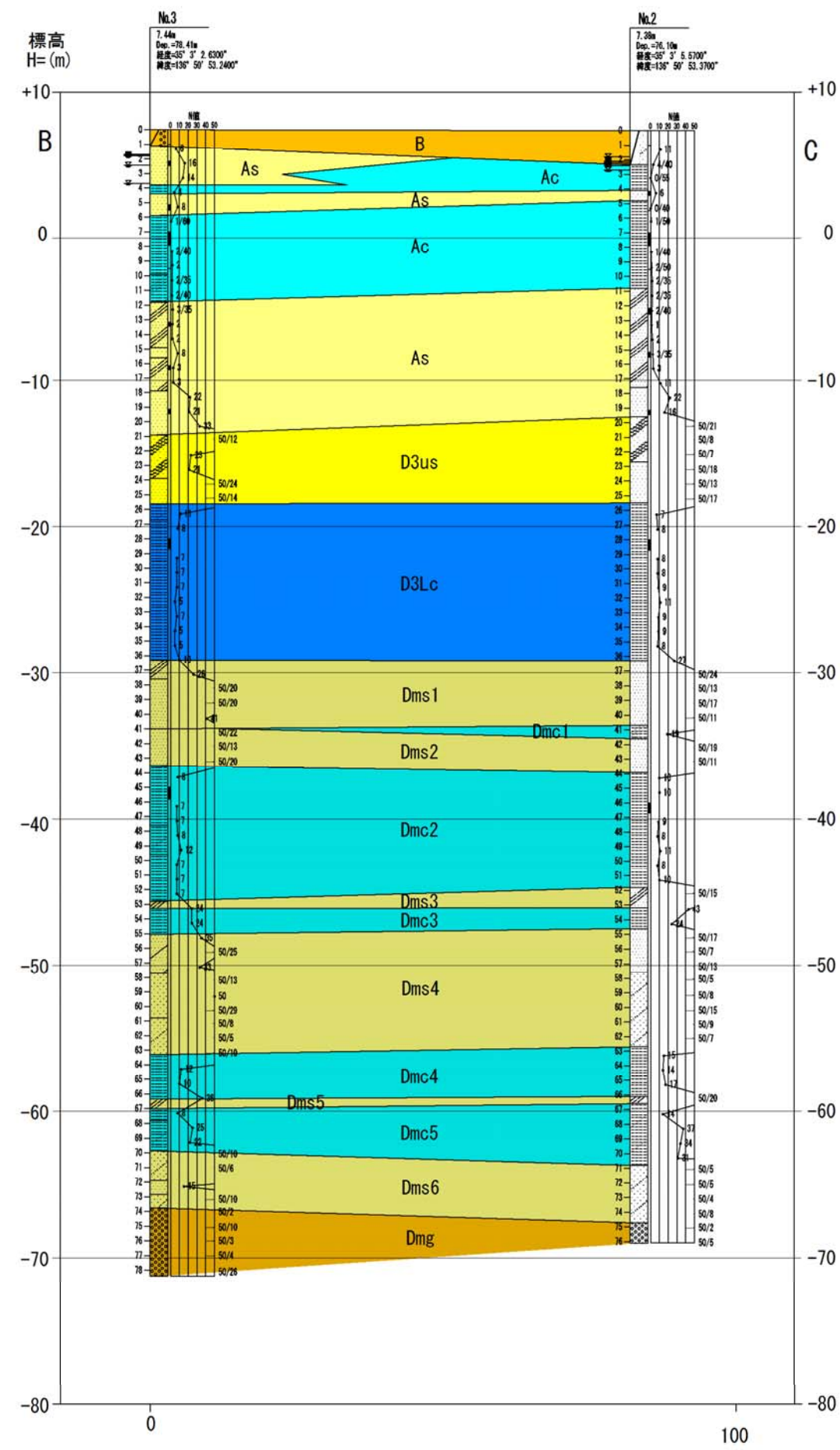
地質断面図1 (B-A断面)



地質時代	地層名	記号	土質名
新 世 代	埋土 盛土	B	-
		As	砂質土
	沖積層	Ac	粘性土
		D3us	砂質土
	熱 田 層	D3Lc	粘性土
		Dmc	粘性土
	海部・弥富 累層	Dms	砂質土
		Dmg	礫質土
	第四紀 更新世		

縮尺 H=1:1000 V=1:400

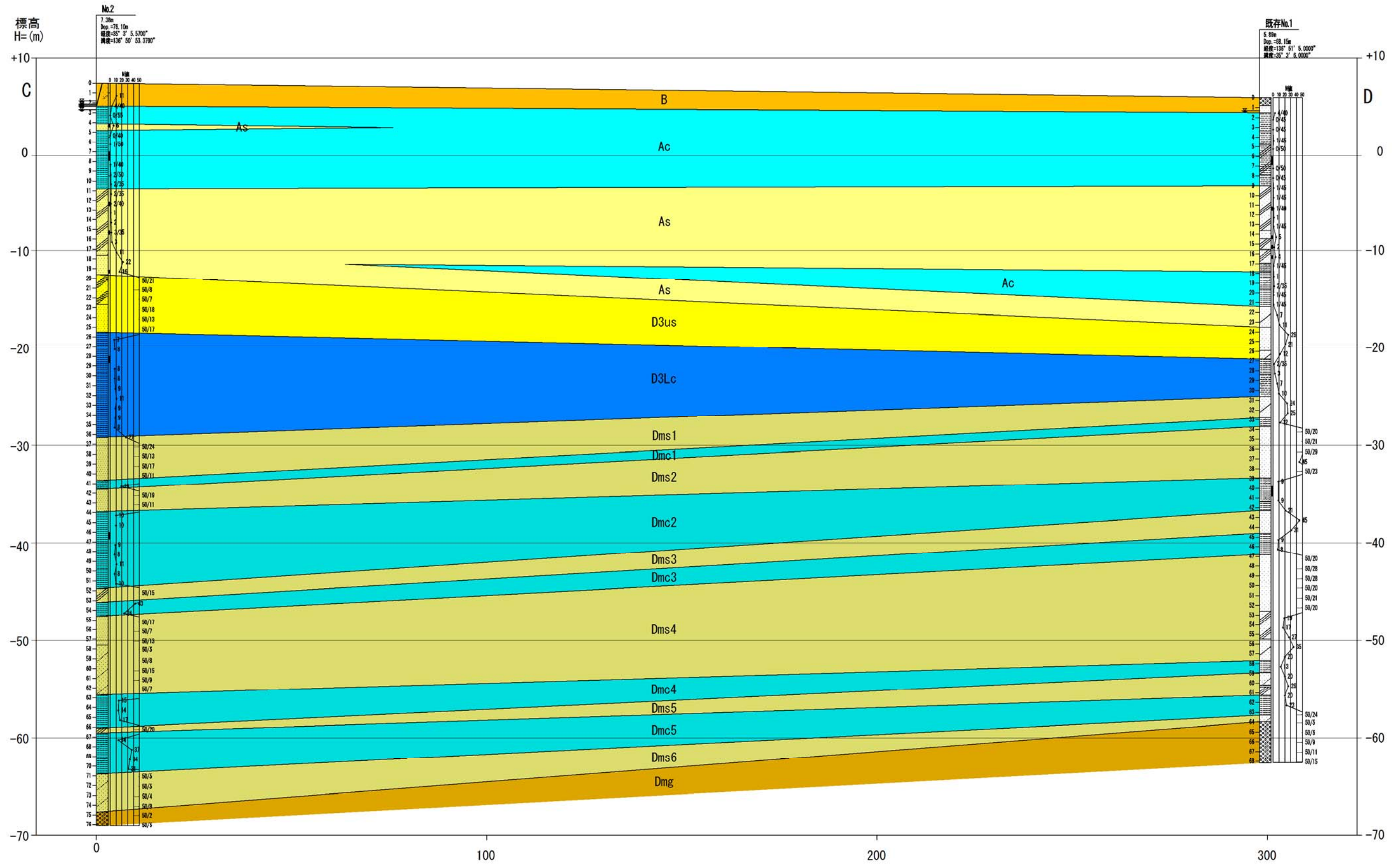
地質断面図2 (BC断面)



地層区分凡例						
地質時代		地層名		記号	土質名	
新 世 代	第四紀	現世	埋土 盛土		B	-
			沖積層		As	砂質土
		完新世			Ac	粘性土
			熱田層	上部	D3us	砂質土
		下部		D3Lc	粘性土	
		更新世	海部・弥富層		Dmc	粘性土
					Dms	砂質土
					Dmg	礫質土

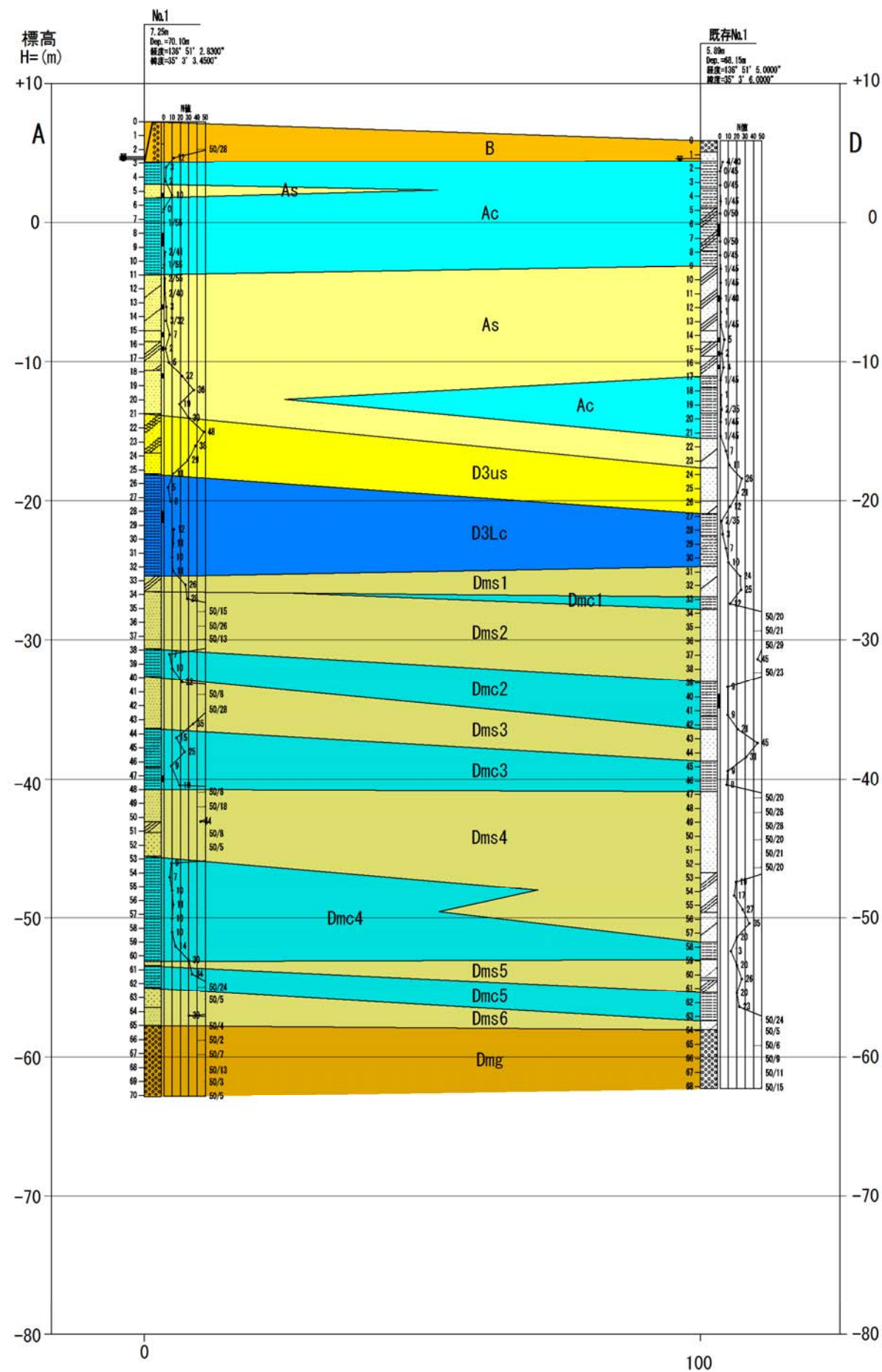
縮尺 H=1:1000 V=1:400

地質断面図3 (CD断面)



縮尺 H=1:1000 V=1:400

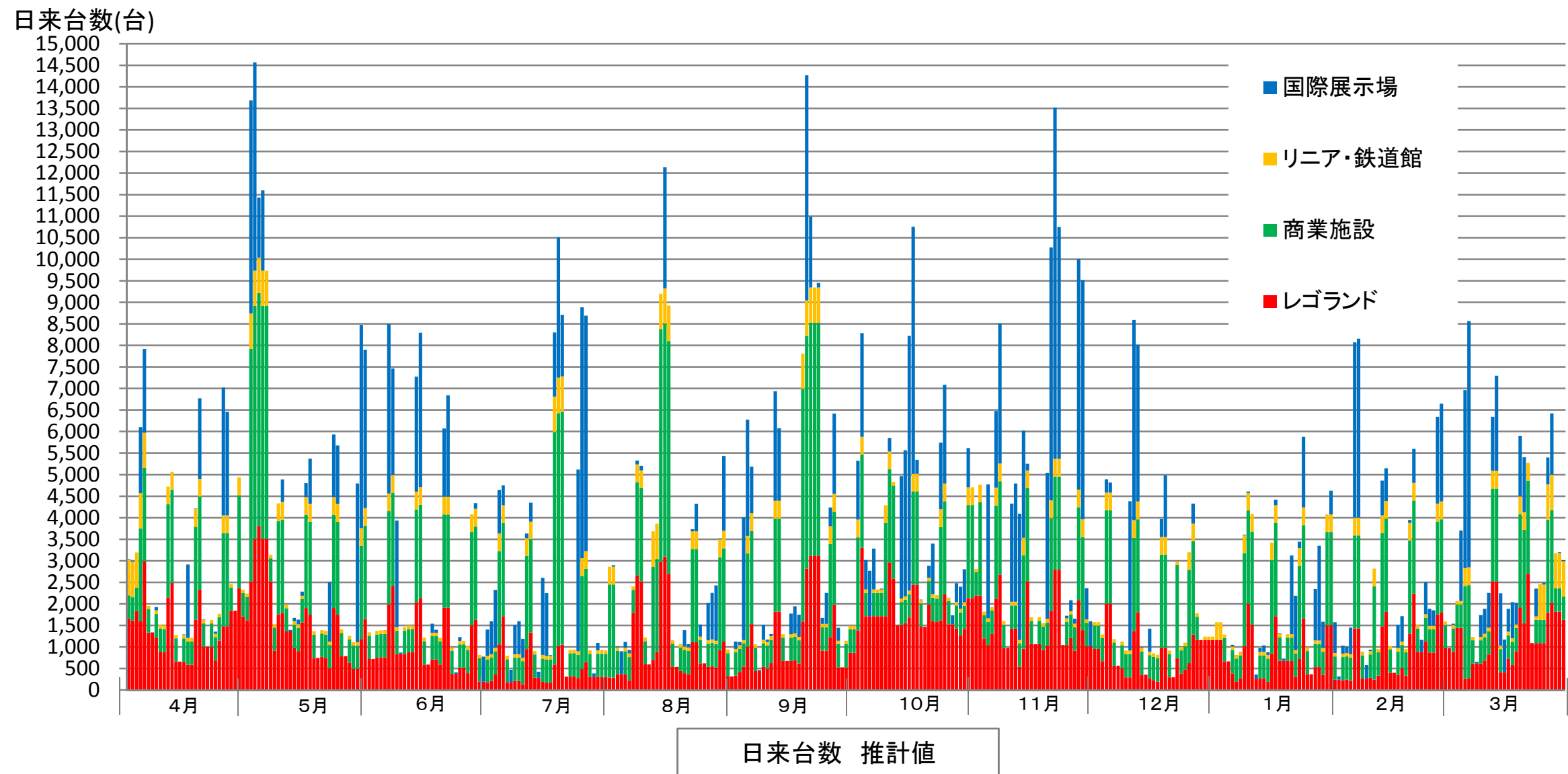
地質断面図4 (AD断面)



地層区分凡例				
地質時代	地層名	記号	土質名	
新 世 代	埋土	B	-	
	礫土	B	-	
	沖積層	As	砂質土	
		Ac	粘性土	
	熱田層	D3us	砂質土	
		D3Lc	粘性土	
	海部・弥富層	Dmc	粘性土	
		Dms	砂質土	
		Dmg	礫質土	
	更新世			

縮尺 H=1:1000 V=1:400

年間 日来台数推計



算出の考え方

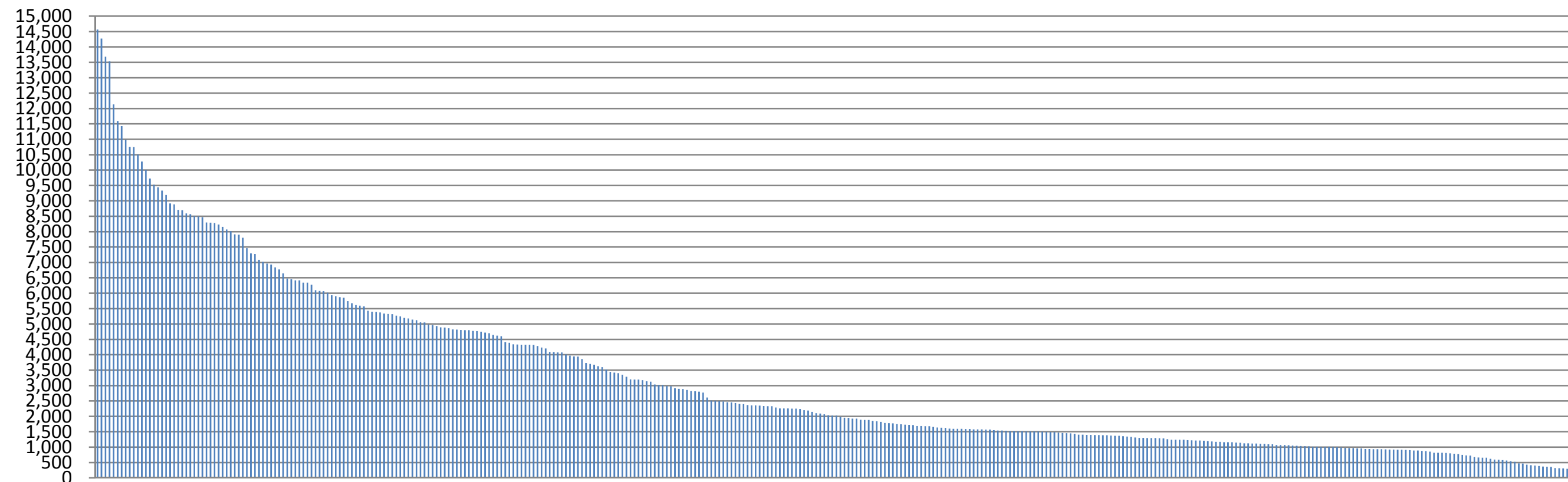
年間すべての日について、施設毎の来台数を算出し、合算

<参考>

施設	レゴランド	商業施設	リニア鉄道館	国際展示場	合計
年総発生台数	約41万台	約42万台	約8万台	約29万台	約120万台
滞在時間	5時間	1.75時間	3時間	3時間	—

年間 日来台数分布

日来台数(台)



○年間 日来台数分布

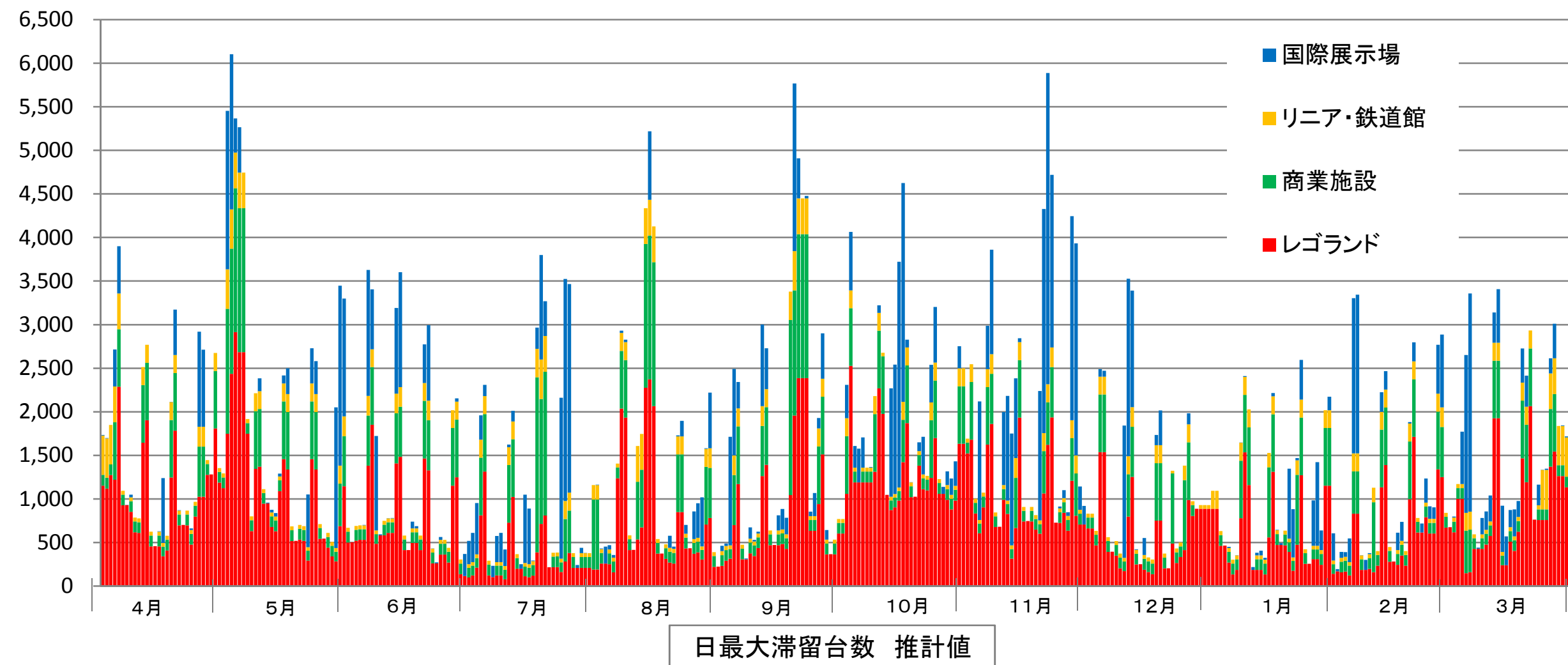
分布	日数
500台以下	13
501台以上1,000台以下	45
1,001台以上1,500台以下	72
1,501台以上2,000台以下	51
2,001台以上2,500台以下	30
2,501台以上3,000台以下	13
3,001台以上3,500台以下	14
3,501台以上4,000台以下	10
4,001台以上4,500台以下	16
4,501台以上5,000台以下	19
5,001台以上5,500台以下	15
5,501台以上6,000台以下	9

分布	日数
6,001台以上6,500台以下	11
6,501台以上7,000台以下	5
7,001台以上7,500台以下	5
7,501台以上8,000台以下	3
8,001台以上8,500台以下	9
8,501台以上9,000台以下	7
9,001台以上9,500台以下	3
9,501台以上10,000台以下	2
10,001台以上10,500台以下	2
10,501台以上11,000台以下	4
11,001台以上	7
計	365

○施設別年間来台数分布

施設	台数
レゴランド	41万台
商業施設	42万台
リニア・鉄道館	8万台
国際展示場	29万台
計	120万台

年間 日最大滞留台数推計



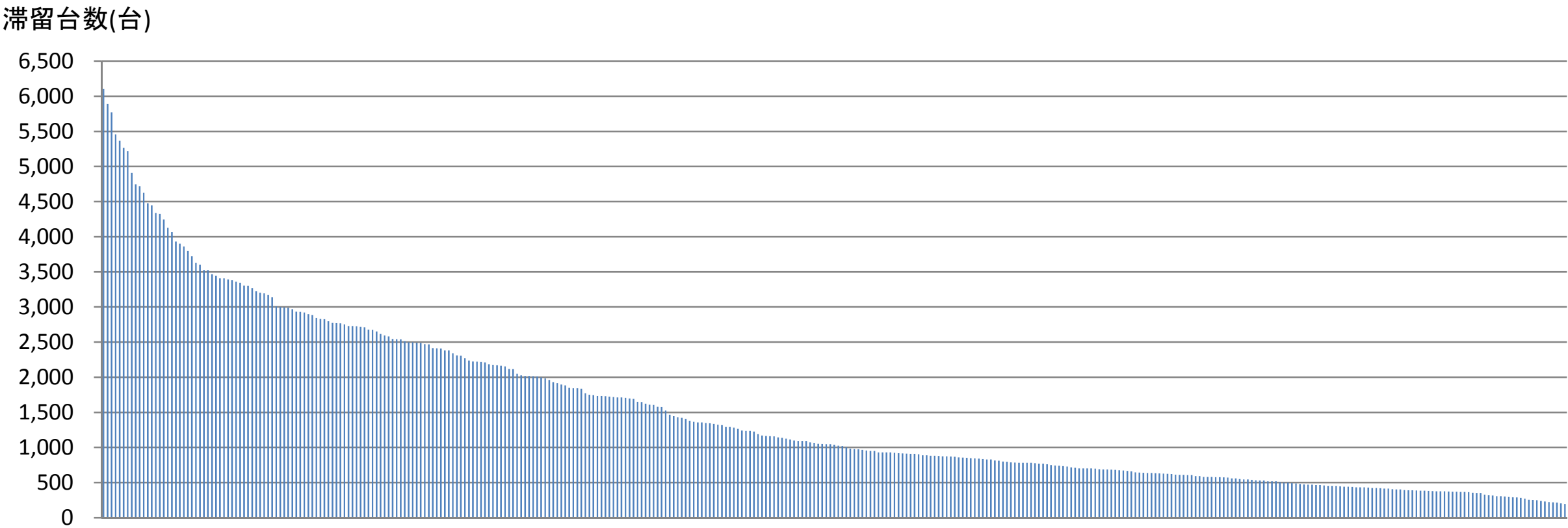
算出の考え方

年間すべての日について、施設毎に時間帯別入出庫台数を設定し、最大滞留台数を算出

<参考>

施設	レゴランド	商業施設	リニア鉄道館	国際展示場	合計
年総発生台数	約41万台	約42万台	約8万台	約29万台	約120万台
滞在時間	5時間	1.75時間	3時間	3時間	—

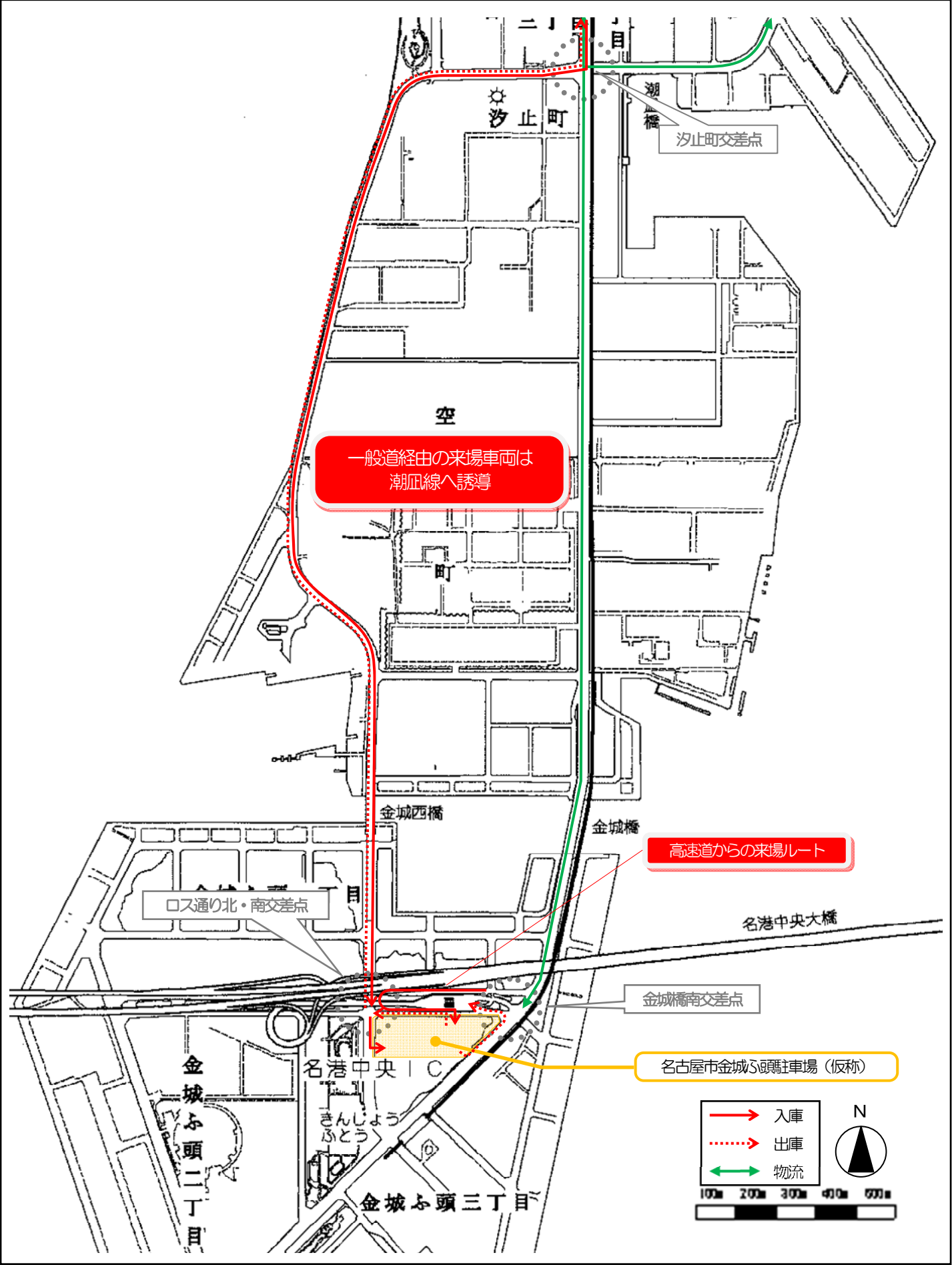
年間 日最大滞留台数分布



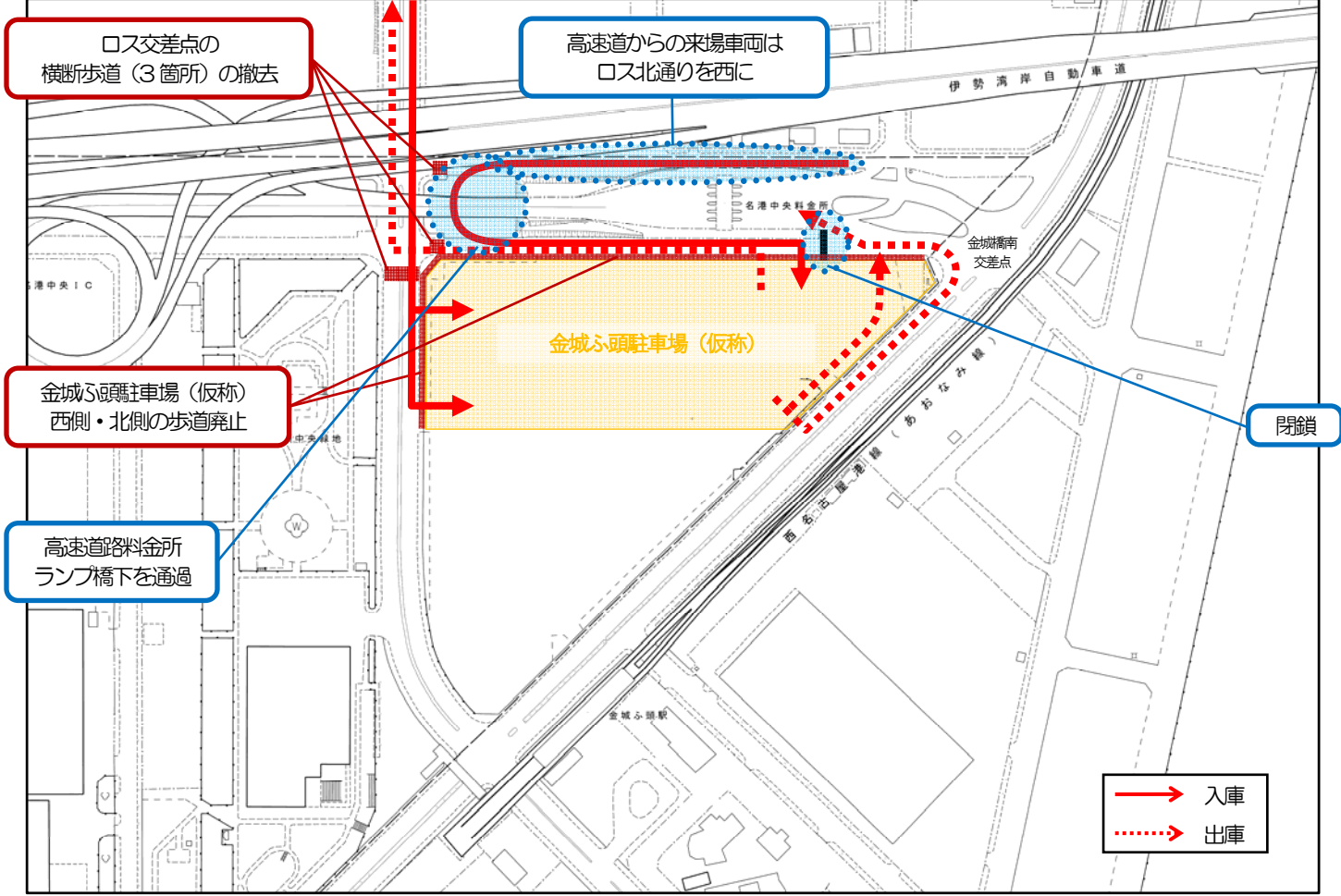
最大滞留台数	日数	内訳	
		平日	休日
500台以下	56	56	0
501台以上1,000台以下	115	111	4
1,001台以上1,500台以下	47	39	8
1,501台以上2,000台以下	36	23	13
2,001台以上2,500台以下	34	8	26
2,501台以上3,000台以下	32	1	31
3,001台以上3,500台以下	18	0	18
3,501台以上4,000台以下	9	1	8
4,001台以上4,500台以下	7	0	7
4,501台以上5,000台以下	4	0	4
5,001台以上	7	0	7
計	365	239	126

車両の来場・退場ルート

<広域図>

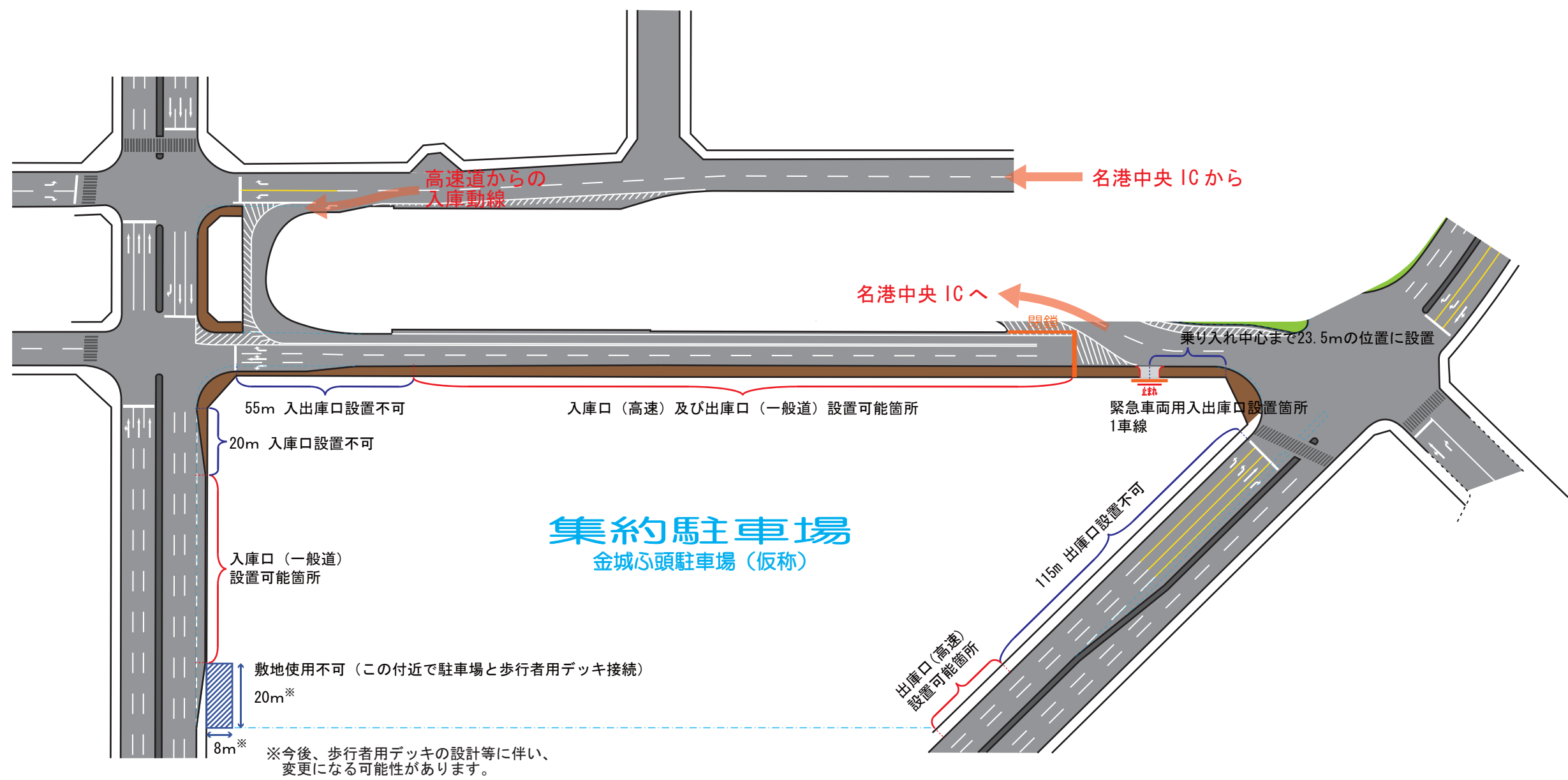


<金城ふ頭内（金城ふ頭駐車場（仮称）周辺）>



※車両の来場・退場ルートについては、現在、関係機関と調整中です。

周辺道路の改良計画及び入出庫口設置可能位置（全体）

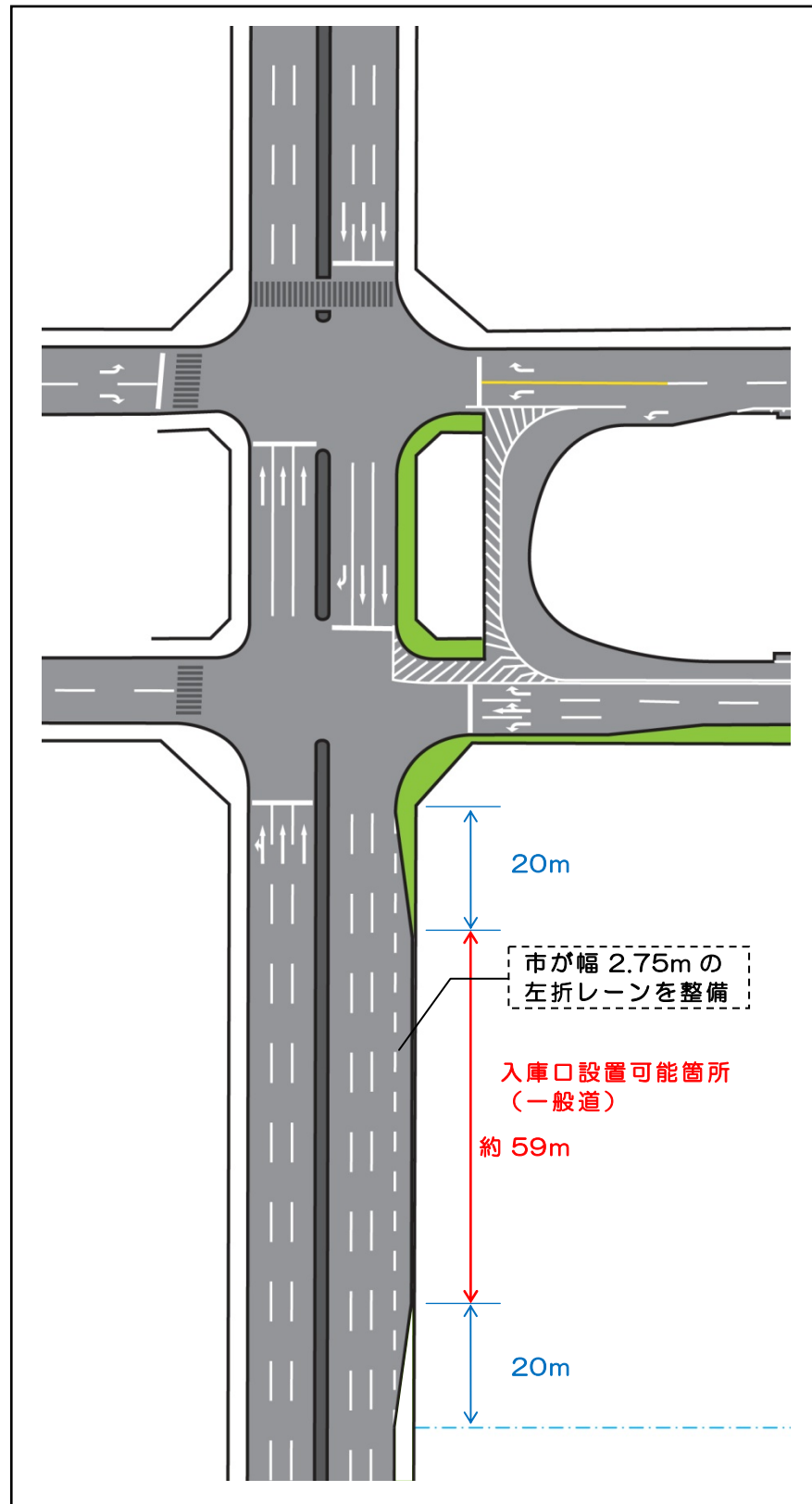


※図中茶色の部分の歩道は廃止予定

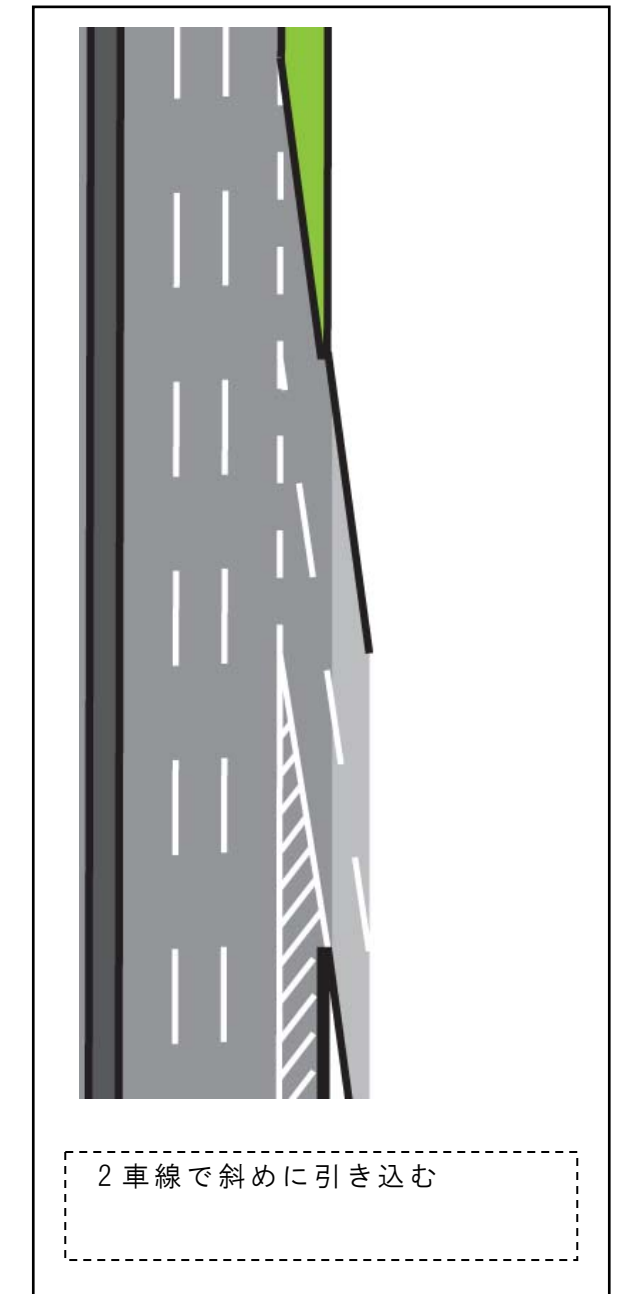
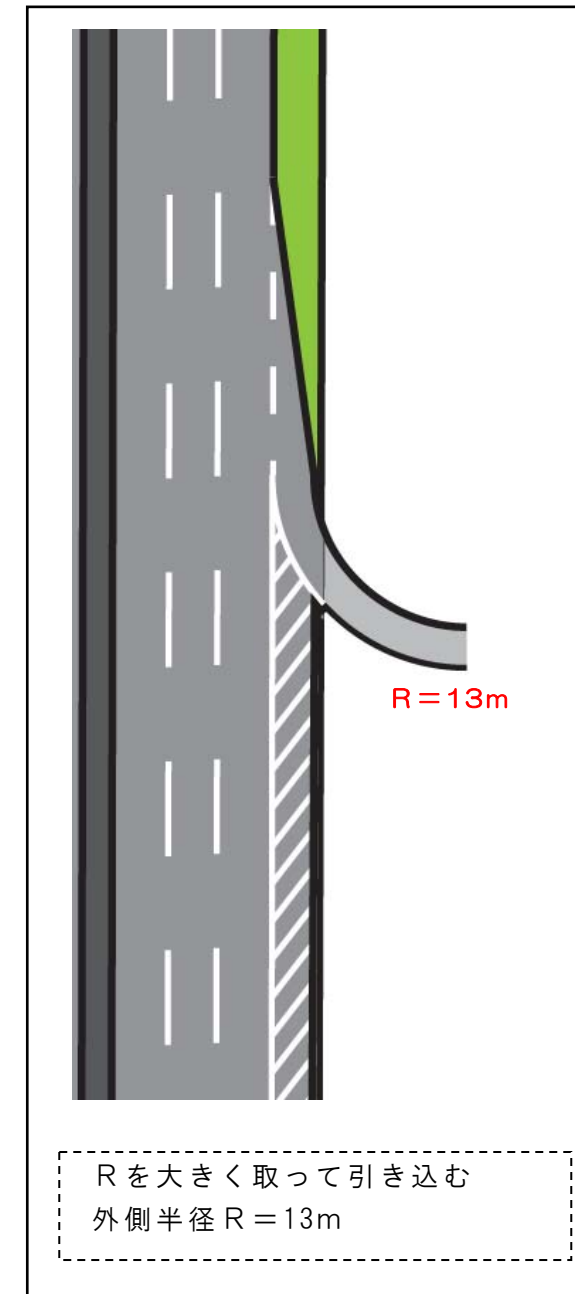
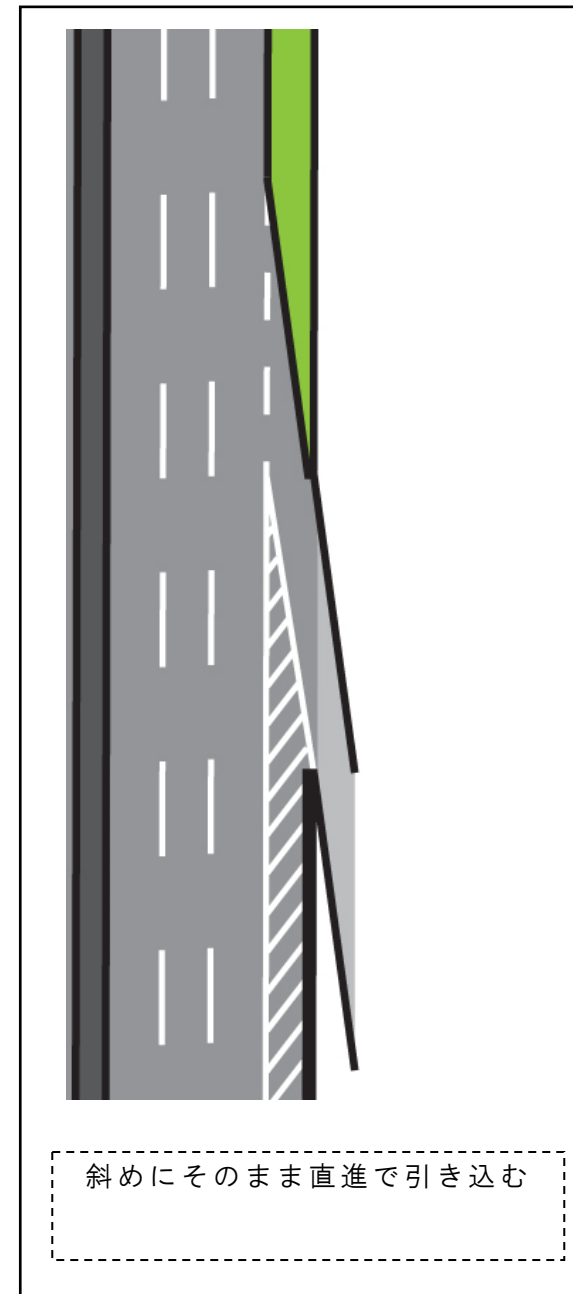
※周辺道路の改良については、現在、関係機関と調整中です。

敷地西側 入庫口設置可能位置及び形状の例

○入庫口設置可能位置



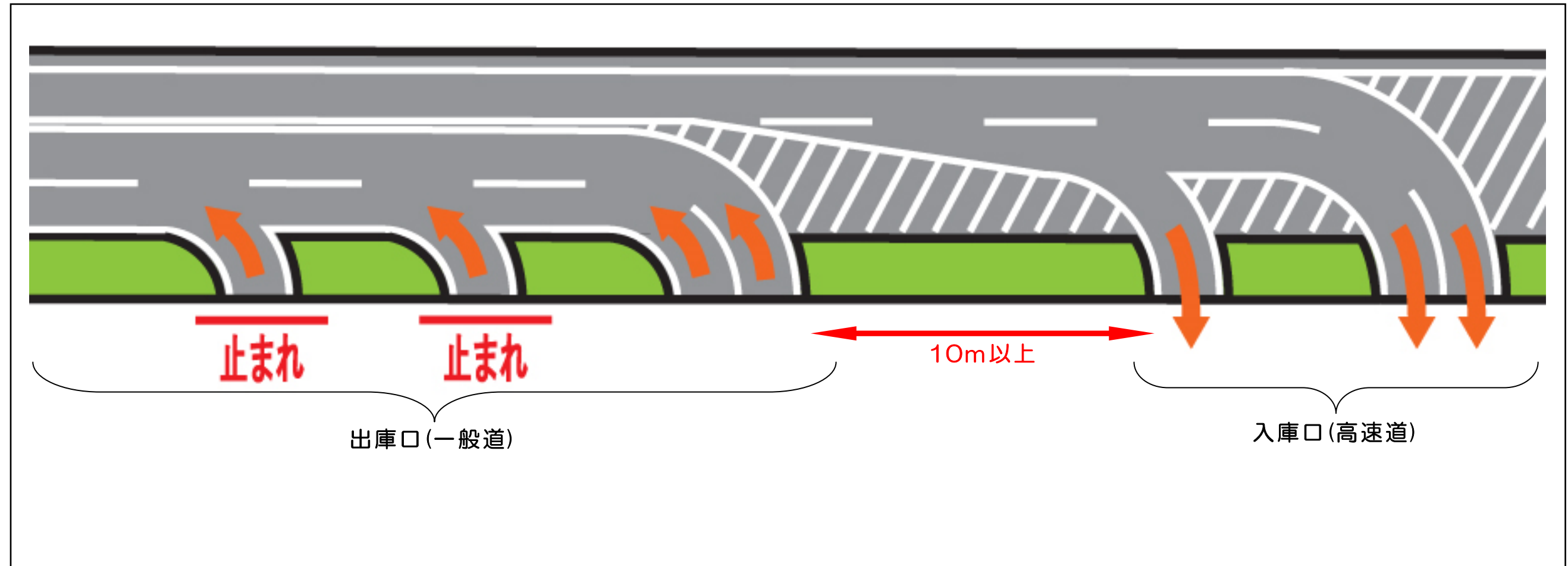
○入庫口の形状の例



注）図に示す入庫口の形状は例であり、これらいずれかの形状とすることを求めるものではないが、場内動線も含めて円滑な処理ができることに配慮した形状とすること。

敷地北側 入出庫口設置例

○形状の例



- ・ 歩道（緑色部分）は廃止予定。
- ・ 入庫口（高速道）は出庫口（一般道）より東側に設置すること。
- ・ ロス通り南交差点の手前で十分な滞留長を確保するため、可能な限りロス通り南交差点から距離を離れた位置に設置すること。
- ・ 図に示す入出庫口の形状は例であり、この形状とすることを求めるものではないが、場内動線も含めて円滑な処理ができることに配慮した形状とすること。

車両処理計画検討における入出庫台数

高速・一般道合計利用台数

時間帯	入庫台数	出庫台数	滞留台数	入出庫合計
9	2,256	0	2,256	2,256
10	2,004	107	4,153	2,111
11	1,258	786	4,625	2,044
12	1,313	1,331	4,607	2,644
13	1,565	1,836	4,336	3,401
14	1,163	2,130	3,369	3,293
15	651	1,464	2,556	2,115
16	276	1,597	1,235	1,873
17	115	725	625	840
18	89	574	140	663
19	45	134	51	179
20	17	68	0	85
21	0	0	0	0
22	0	0	0	0
合計	10,752	10,752		21,504

高速道路利用台数

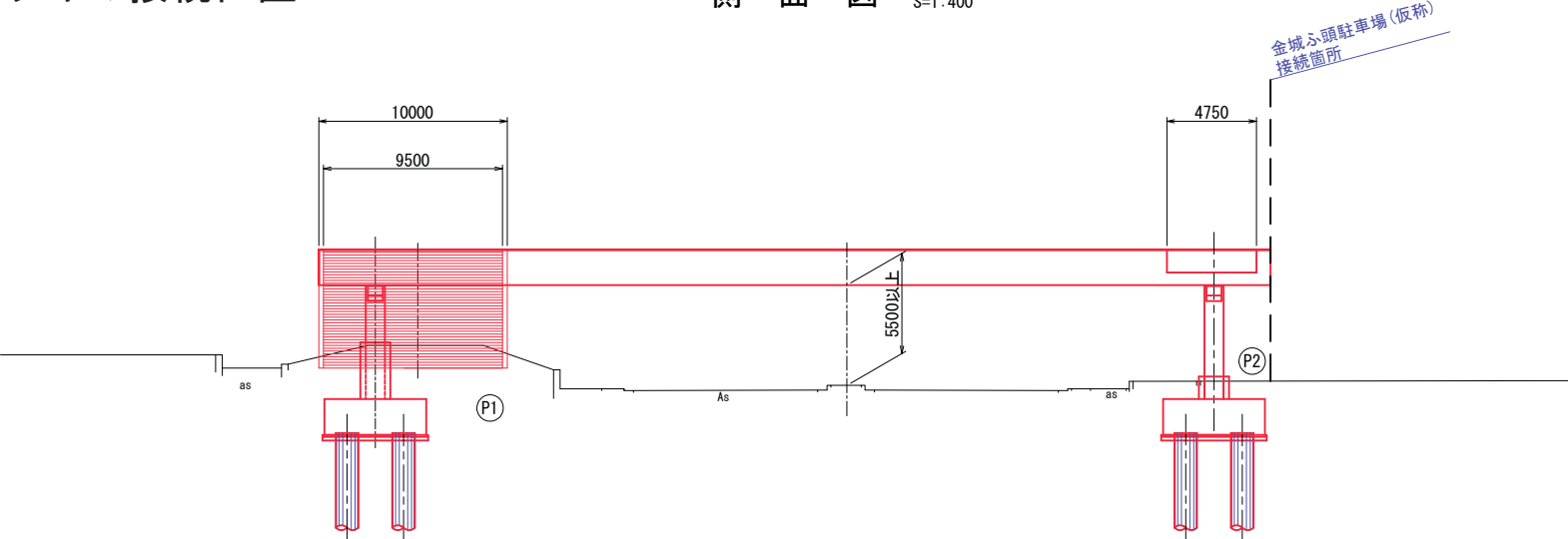
時間帯	入庫台数	出庫台数	滞留台数	入出庫合計
9	1,309	0	1,309	1,309
10	1,134	60	2,383	1,194
11	699	454	2,628	1,153
12	723	760	2,591	1,483
13	856	1,045	2,402	1,901
14	593	1,173	1,822	1,766
15	299	818	1,303	1,117
16	109	844	568	953
17	34	324	278	358
18	27	267	38	294
19	13	40	11	53
20	5	16	0	21
21	0	0	0	0
22	0	0	0	0
合計	5,801	5,801		11,602

一般道路利用台数

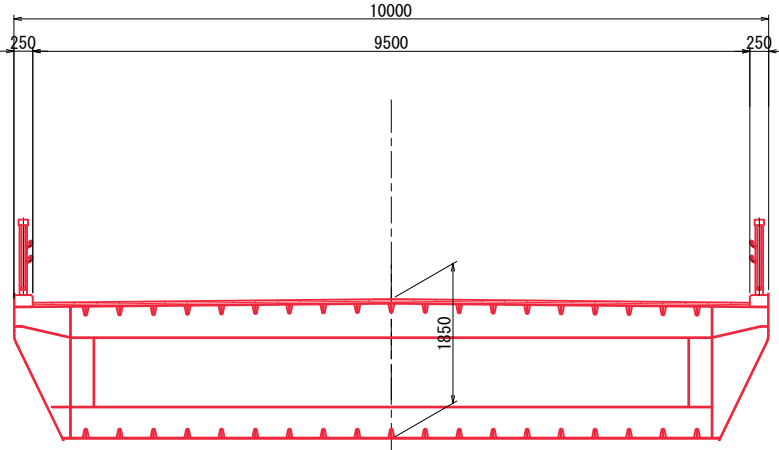
時間帯	入庫台数	出庫台数	滞留台数	入出庫合計
9	947	0	947	947
10	870	47	1,770	917
11	559	332	1,997	891
12	590	571	2,016	1,161
13	709	791	1,934	1,500
14	570	957	1,547	1,527
15	352	646	1,253	998
16	167	753	667	920
17	81	401	347	482
18	62	307	102	369
19	32	94	40	126
20	12	52	0	64
21	0	0	0	0
22	0	0	0	0
合計	4,951	4,951		9,902

歩行者用デッキの接続位置

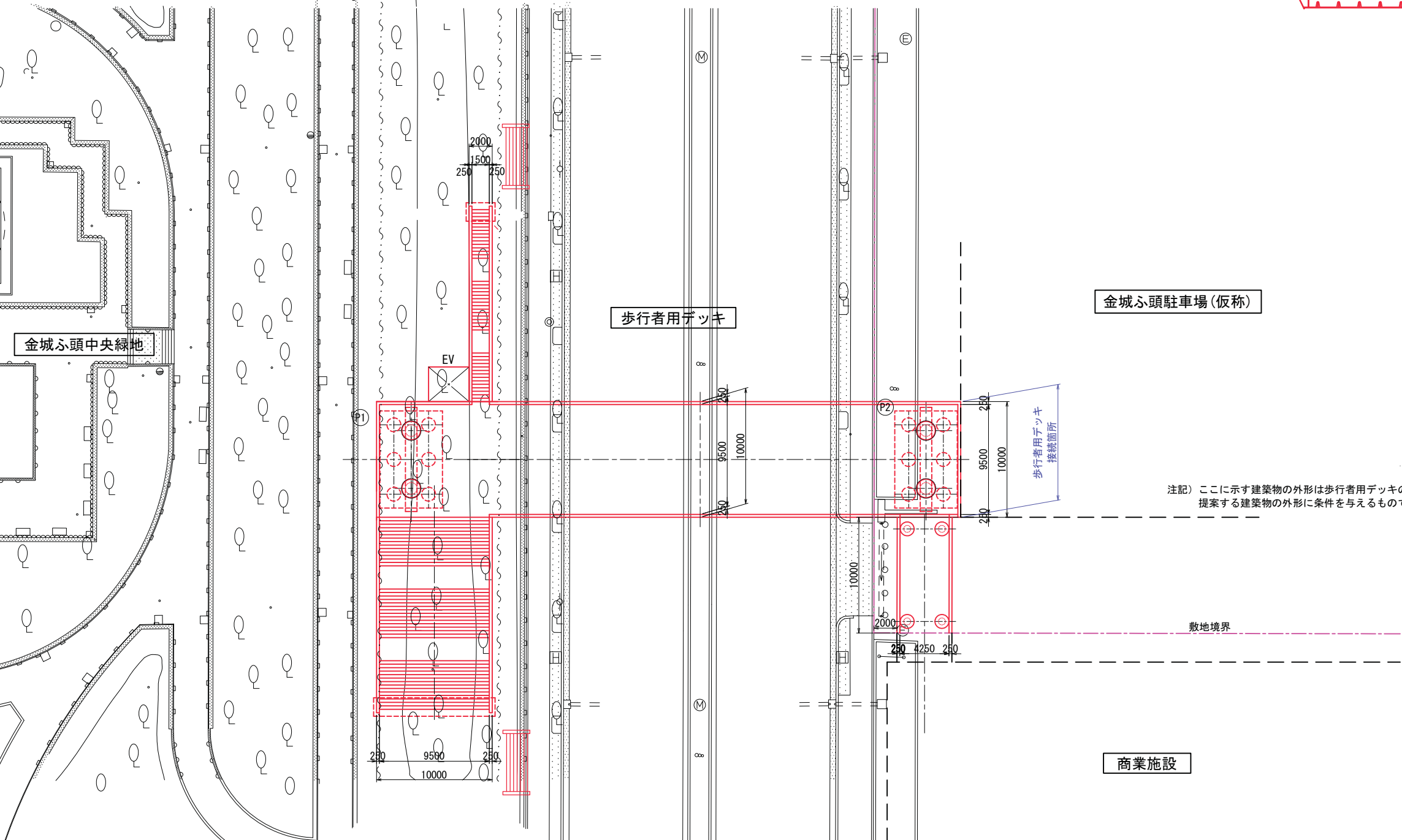
側面図 S=1:400



上部工断面図 S=1:100



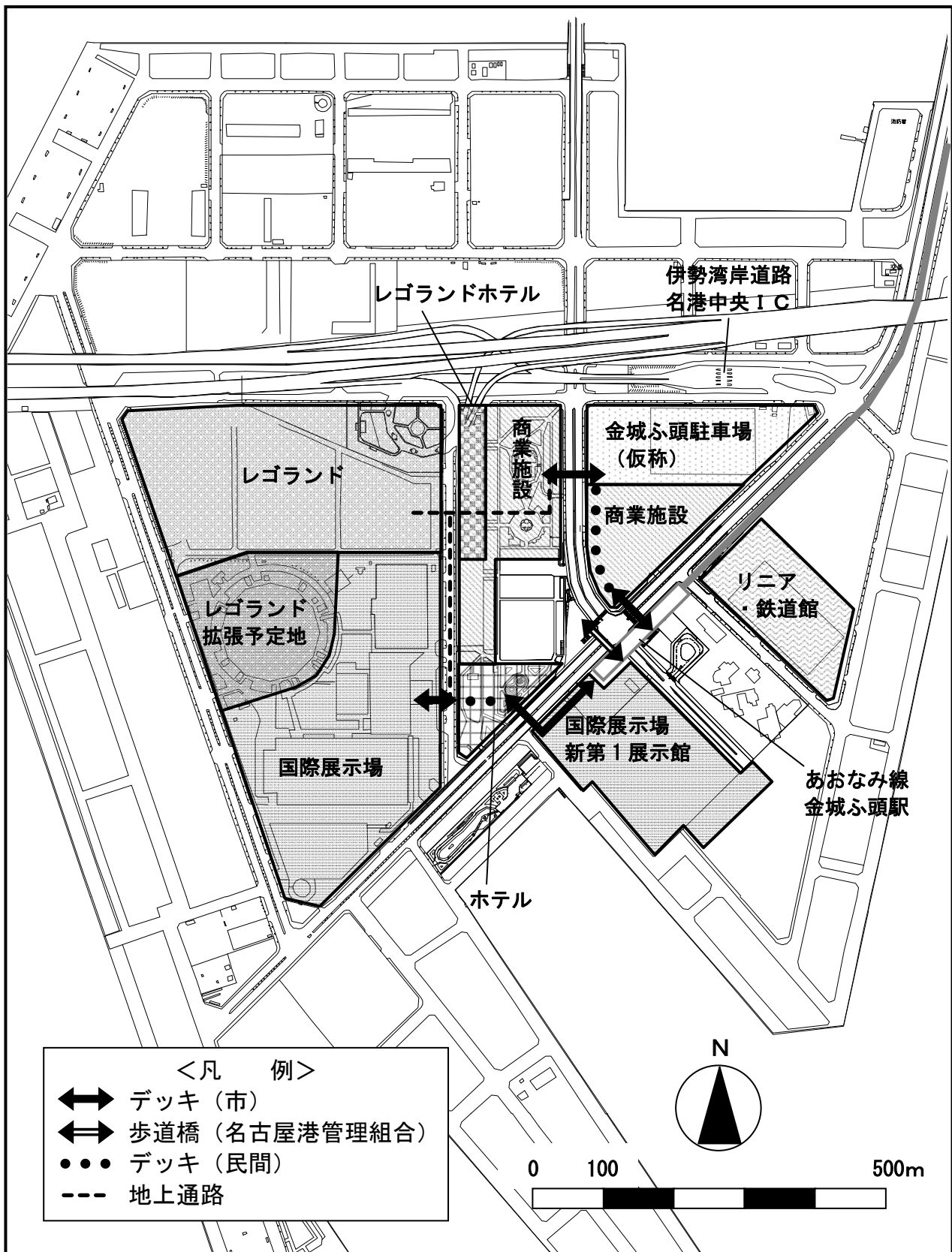
平面図 S=1:400



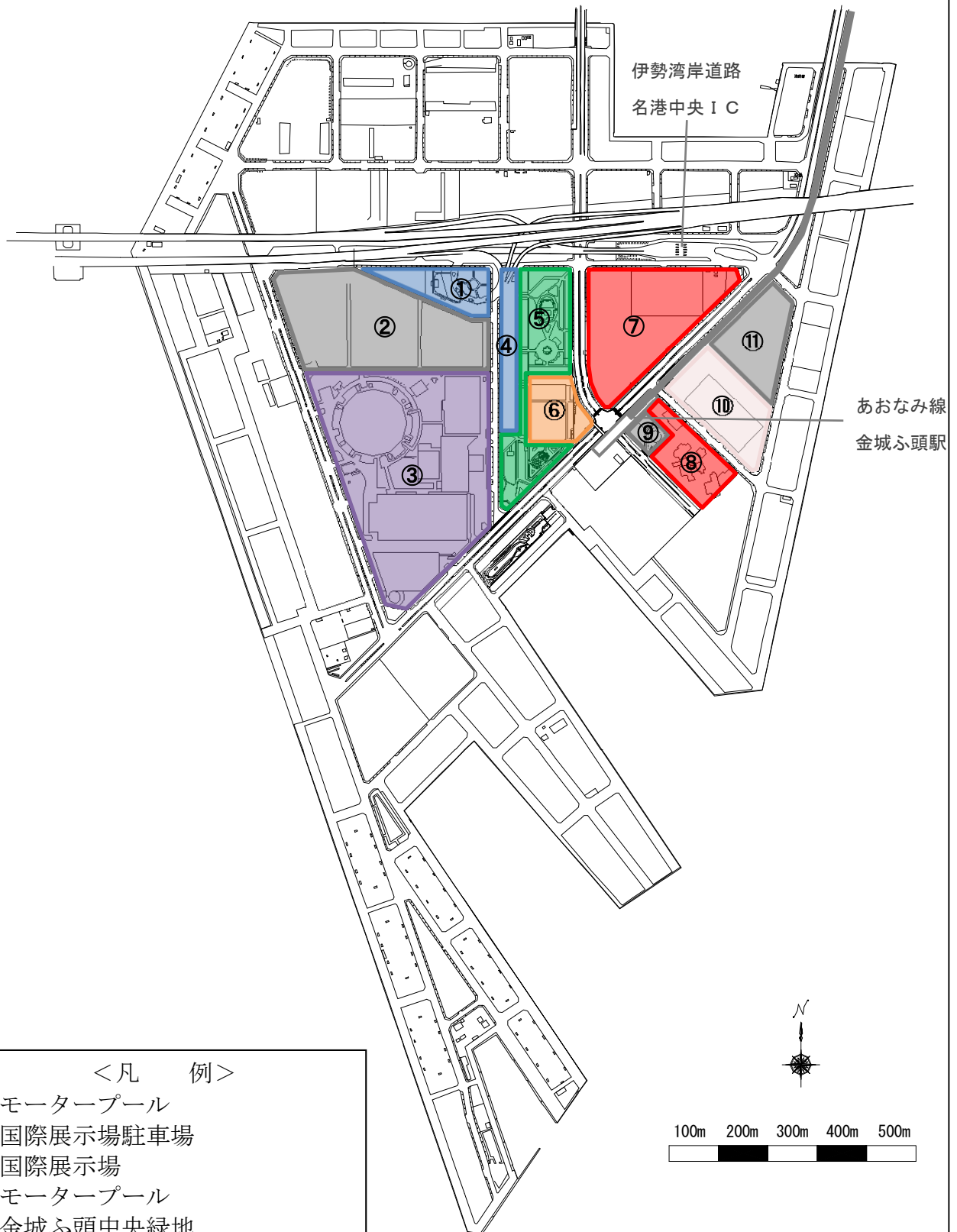
注記) ここに示す建築物の外形は歩行者用デッキの接続位置を示すために仮定したもので、提案する建築物の外形に条件を与えるものではありません。

※ 今年度、歩行者用デッキの詳細設計を行いますので、この図面に多少の変更が生じる可能性があります。

歩行者動線計画



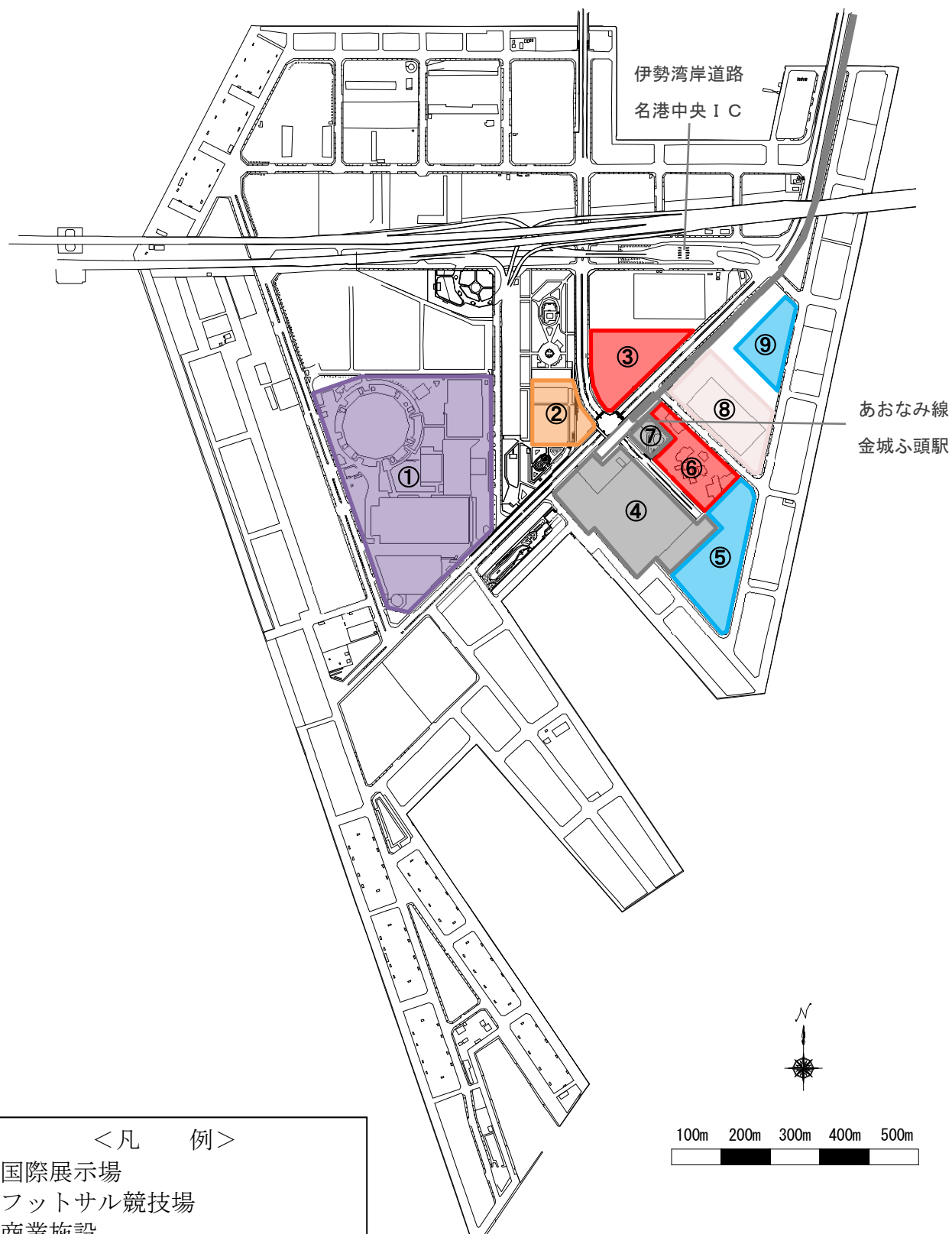
現況の土地利用



<凡 例>

- ① モータープール
- ② 国際展示場駐車場
- ③ 国際展示場
- ④ モータープール
- ⑤ 金城ふ頭中央緑地
- ⑥ フットサル競技場
- ⑦ 商業施設
- ⑧ 結婚式場
- ⑨ 駅前広場
- ⑩ リニア・鉄道館
- ⑪ 駐車場

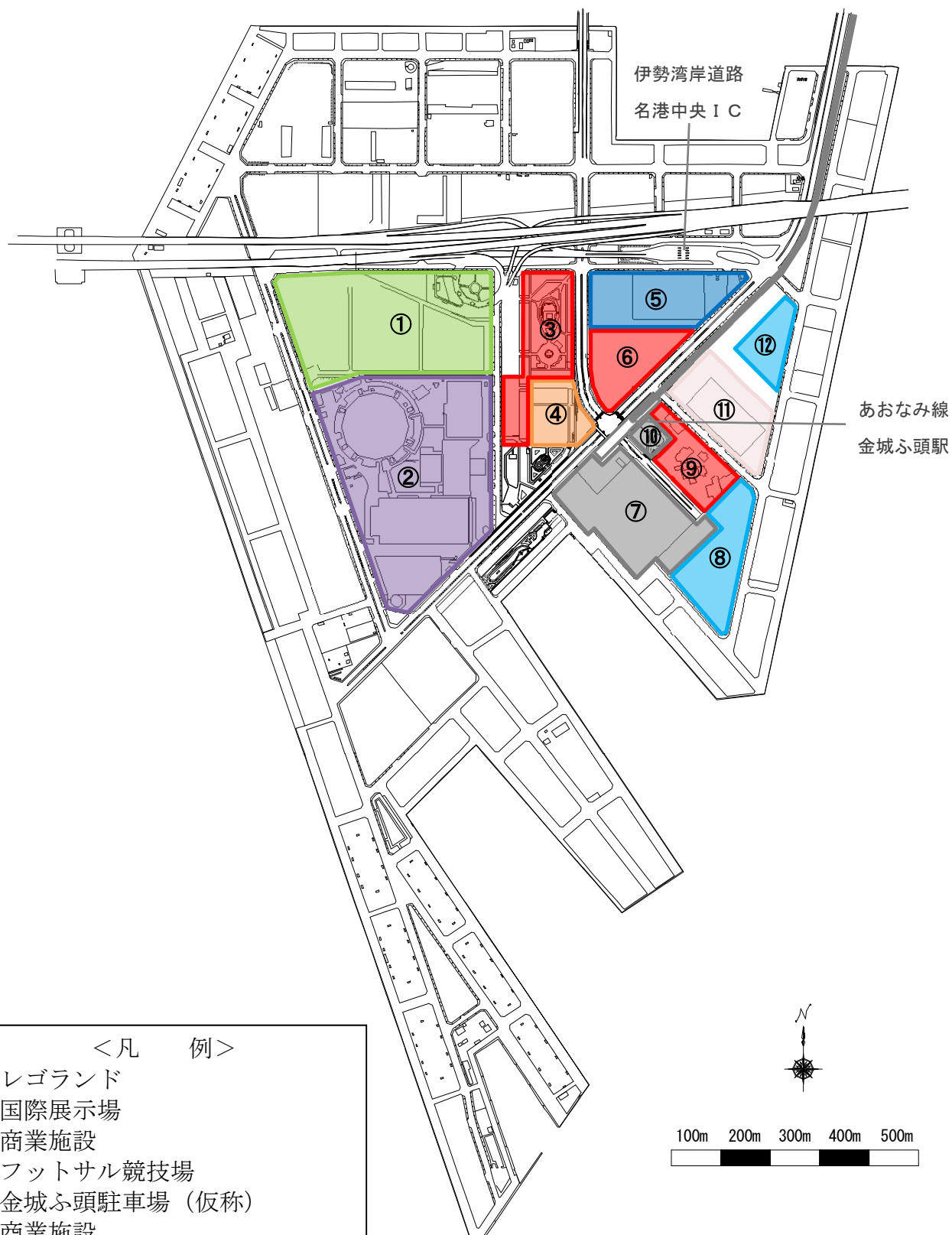
名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）着工時点の土地利用



< 凡 例 >

- ① 国際展示場
- ② フットサル競技場
- ③ 商業施設
- ④ 仮駐車場
- ⑤ モータープール
- ⑥ 結婚式場
- ⑦ 駅前広場
- ⑧ リニア・鉄道館
- ⑨ モータープール

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）供用開始時点の土地利用



<凡 例>

- ① レゴランド
- ② 国際展示場
- ③ 商業施設
- ④ フットサル競技場
- ⑤ 金城ふ頭駐車場（仮称）
- ⑥ 商業施設
- ⑦ 仮駐車場
- ⑧ モータープール
- ⑨ 結婚式場
- ⑩ 駅前広場
- ⑪ リニア・鉄道館
- ⑫ モータープール

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(金 城 ふ 頭 地 区)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画金城ふ頭地区計画を次のように決定する。

名 称		金城ふ頭地区計画
位 置		名古屋市港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の各一部
面 積		約 57.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市の南端に位置し、名古屋港の商港機能の中枢を担う金城ふ頭にある。名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線（あおなみ線）金城ふ頭駅が地区内にあり、伊勢湾岸自動車道名港中央インターチェンジに隣接する交通利便性の高い地区である。 本地区を含む金城ふ頭は、名古屋市都市計画マスタープランにおいても重点地域の1つとして位置づけており、モノづくり文化・技術の継承と発展を目指し、世界の技術・情報や人々が交流する賑やかな拠点を創出することを掲げる「モノづくり文化交流拠点構想」の実現を図るとしている。 本地区において、周辺の港湾物流機能と調整を図りながら、広域からも来訪者が訪れるような賑わいと魅力のある新しい名古屋の名所づくりを目指す。
	土地利用の方針	地区を交流拠点地区と駐車場地区に区分し、「モノづくり」をテーマとしたアミューズメント施設や、ウォーターフロントの立地を活かした商業施設など、国際交流拠点の形成に資する施設の誘導を図るとともに、港湾物流機能との調整のため、駐車施設の集約化を図る。
	建築物等の整備の方針	1 土地利用の方針に基づき、合理的な土地利用を図るため、用途の制限を行う。 2 周辺の土地利用及び都市基盤と調和した土地利用を図るため、容積率の最高限度を定める。 3 港らしい良好な景観を形成するため、形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4 緑豊かな環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	1 賑わいと魅力のある地区とするため、街区内の通り抜けなど地区内の回遊性向上に資する敷地内通路の確保に努める。 2 大規模災害時に来訪者が一時的に避難できる空間の確保に努める。 3 区域内の敷地面積の10分の2を目標として、区域内の緑化に努める。

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	交流拠点地区	集約駐車場地区
		区分の面積	約 53.5ha	約 3.8ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により指定された分区については、この限りでない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第7号までに規定する風俗営業、第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 自動車車庫 2 専ら防災のために設ける備蓄倉庫 3 上記の建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度	10分の40 ただし、ホテル若しくは旅館の用途以外の用途に供する建築物又はホテル若しくは旅館の用途以外の用途に供する部分を含む建築物の当該ホテル若しくは旅館の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合の最高限度は、10分の20とする。	—
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、港の景観に配慮したものとする。	
		建築物の緑化率の最低限度	10分の1.5 ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3	

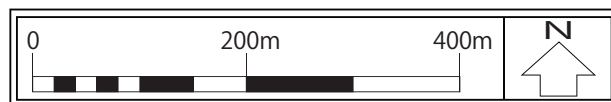
			項第2号に該当する建築物については10分の1とする。
		垣又はさくの構造の制限	垣やさくは、周辺に対する圧迫感や閉塞感を与えないよう配慮する。

「区域は計画図表示のとおり」

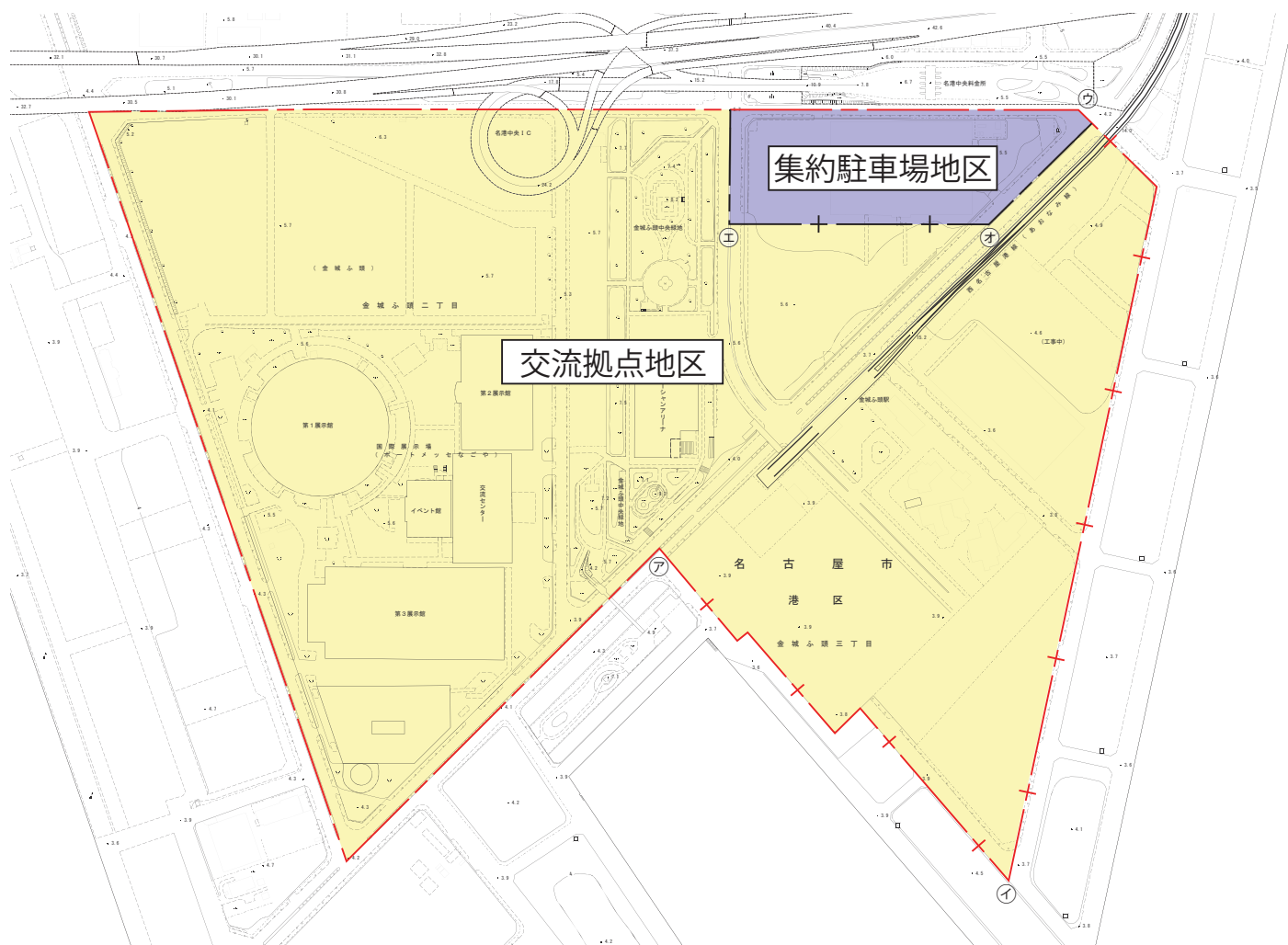
理 由

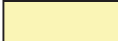
周辺の港湾物流機能との調整を図りながら、広域からも来訪者が訪れるような賑わいと魅力のある新しい名古屋の名所づくりを目指す。

計画図 (金城ふ頭地区計画)



縮尺: 1 / 2,500



凡 例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
地区の細区分表示	
	交流拠点地区
	集約駐車場地区

- ア—イ—ウ は道路境界及びその延長
エ—オ は筆界及びその延長

※区分線の種類
 : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 : 沿道指定その他

＜参考＞ふ頭内の一部の敷地（名古屋市国際展示場第一展示館）での土壌調査結果

平成 20 年 6 月 3 日に公表された主な内容

名古屋市国際展示場第 1 展示館改築の基本設計にあたり、土壌調査を実施したところ、敷地内から土壌汚染等処理基準を超える砒素とふっ素が検出されました。

1 検出箇所 名古屋市国際展示場

2 調査結果

調査方法	物質	基準を超えた濃度	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準倍数／調査数
土壌溶出量調査	砒素及びその化合物	0.012 mg/L ～0.048 mg/L	1.2 倍 ～4.8 倍	0.01 mg/L 以下	3 / 3
	ふっ素及びその化合物	0.91 mg/L ～1.1 mg/L	1.1 倍 ～1.4 倍	0.8 mg/L 以下	2 / 3

※砒素、ふっ素の土壌含有量については、基準を下回っていました。

また、その他の特定有害物質については、土壌溶出量・土壌含有量等、全ての基準を下回っていました。

3 汚染原因

当該土地は、浚渫土による埋め立て後、現在の国際展示場以外に利用していないこと、また、海底には基準を超える砒素及びふっ素が含まれている場合があることから、浚渫土が原因である可能性が考えられます。

使用料の考え方

- (1) 土地の使用に係る使用料の月額、当該土地の適正な評価額に 1,000 分の 3 を乗じて得た額を下らない額
- (2) 建物の一部の使用に係る使用料の月額は、次に規定する額を合計して得た額
- ア 当該建物の適正な評価額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に、1,000 分の 4 を乗じて得た額を下らない額
- イ 当該建物の使用に必要な土地の適正な評価額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に、1,000 分の 3 を乗じて得た額を下らない額
- (3) 次に掲げる用途で設置する場合の行政財産の目的外使用料は、平成 26 年 4 月現在で、次のとおり定められている。(今後、改正される場合がある。)

用途	行政財産の目的外使用料
公衆電話機	月額 450 円 (1 台)
自動販売機 (建物内設置)	月額 900 円 (1 台)
自動販売機 (建物外設置)	月額 400 円 (1 台)

※「適正な評価額」とは、名古屋市公有財産規則第 53 条第 1 項の規定に基づき、3 年ごとに 3 月末日の現況において総合評価を行った額である。当該総合評価額は、総合評価の基準日 (3 月末日) の属する年度の翌々年度から次回総合評価の基準日 (3 月末日) の属する年度の翌年度末までの貸付料の算定について適用する。ただし、総合評価額について、前回の総合評価額と著しい変動がある場合は、総合評価額を調整することがある。なお、基準日 (3 月末日) の翌日以降に市が取得する建物に係る適正な評価額については、建物の建築に要した費用の額をもって適正な評価額とする。

合 議 先 一 覧 表 (名古屋市)

1 確認申請受付前に承認、許可、閲覧等を要するもの

◎:建築基準関係規定

合 議 事 項	合議方式	所 管 部 署	
◎都市計画施設内で建築等を行う場合 [道路、公園、緑地、駅前広場、都市高速度鉄道の計画線等]	合議欄記入	開発指導課 開発審査係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2770
◎市街化区域内で敷地面積が500㎡以上ある場合			
◎市街化調整区域内で建築等を行う場合 [北、中川、港、守山、緑区]			
◎開発許可区域内で建築等を行う場合			
◎宅地造成工事規制区域内で建築等を行う場合 [千種、昭和、瑞穂、守山、緑、名東、天白区]	合議欄記入	開発指導課宅地規制係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2733
◎西部流通業務地区内で建築等を行う場合 [港区]	調書交付	市街地整備課事業推進係 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-2757
□土地区画整理事業施行区域内で建築等を行う場合 [東、北、中村、中川、港、守山、緑、天白区]	照合済印等	区画整理課審査係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2765
□風致地区内で建築等を行う場合	合議欄記入	緑地維持課 緑化指導審査係 [緑政土木局]	西庁舎5階 972-2465
◎一団地の住宅施設内、特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区 で建築等を行う場合	合議欄記入 調書交付	都市計画課 地域計画係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2713
□地区計画等区域内(未条例化の制限事項のある区域)で建築等を行う場合 [千種、西、中村、昭和、中川、港、南、守山、緑、名東、天白区]			
◎卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、下水処理場、 廃棄物処理施設等を建築する場合	合議欄記入	建築指導課 市街地建築係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2918
□建築協定区域及び建築協定区域隣接地内で建築等を行う場合 [千種、東、北、中村、中、昭和、瑞穂、中川、南、守山、緑、名東区]			
□名古屋市中高層建築物紛争予防条例適用対象建築物を建築する場合 [説明状況等報告書の提出が必要なもの] ※確認申請提出27日前 までに手続 [2階以上かつ10戸以上の共同住宅] ※確認申請提出7日前までに 届出	照合済印	建築指導課 建築相談係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2919
◎広告塔、広告板等(屋外広告物)を設置する場合	合議欄記入	都市景観室屋外広告物係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2735
□大規模建築物等を建築等する場合(景観法) ※ 工事着手の30日前までに届出(確認申請の2週間前までに事前相談) [高さが31mを超える、又は延べ面積が10,000㎡(店舗、飲食店等の集客施設の 場合は3,000㎡)を超える建築物等] [高さが31mを超える工作物、高さが10mを超え、かつ建築物の高さとの合計が 31mを超える工作物、敷地の用に供する土地の面積が10,000㎡を超える工作物等]	合議欄記入	都市景観室 調査企画係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2734
□都市景観形成地区内で建築等を行う場合(景観法) ※ 工事着手の30日前までに届出(確認申請の2週間前までに事前相談) [久屋大通] [広小路・大津通] [名古屋駅] [四谷・山手通] [築地] [今池] [白壁・主税・槇木]			
□都市景観協定地区内で建築等を行う場合 [錦三丁目] [白川通] [住吉通]			

□ホテル、旅館、簡易宿所、下宿等を建築する場合	設置場所調査書交付等	環境薬務課衛生指導係 [健康福祉局]	本庁舎1階 972-2643
◎敷地面積が300㎡以上(建ぺい率が60%を超える地域においては500㎡以上) の敷地で新築、増築を行う場合	通知書交付	緑地維持課 緑化指導審査係 [緑政土木局]	西庁舎5階 972-2465
□市街化調整区域内で、敷地面積1,000㎡以上の敷地で新築、増築を行う場合			
□河川、水路等を占用する場合	許可書交付	河川管理課管理係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2882
◎自転車駐車場附置義務適用対象建築物を建築する場合 [小売店舗(400㎡超)、銀行(500㎡超)、遊技場(300㎡超)、飲食店(800㎡超)、 映画館(1,600㎡超)] ※複合用途は、300㎡超で対象となる場合がある。 ※確認申請提出7日前までに届出	合議欄記入	自転車利用課 駐車対策係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2877
□地下鉄施設の上部又は沿線30m以内で建築等を行う場合 [1号線、2・4号線、3号線、6号線]	合議欄記入	工務課維持係 [交通局]	西庁舎11階 972-3888
□リニモ(東部丘陵線)沿線30m以内で建築等を行う場合	合議欄記入	交通施設管理課 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2730
◎臨港地区内で建築等を行う場合[中村、熱田、中川、港区]	分区条例印	名古屋港管理組合 港営課 規制係	名古屋港 管理組合 本庁舎5階 654-7905
□港湾隣接地域内で建築等を行う場合 [港湾区域の水際線から20m以内の陸域。ただし、潮見ふ頭地区は14.2m、 堀川、中川運河は9m以内、新堀川は7m以内の陸域]	許可書交付		
◎特定都市河川流域内(新川流域) 田畑などの土地で、敷地面積が500㎡以上で建築等を行う場合。 [北区、西区、中川区、港区、緑区]	許可書交付	河川管理課管理係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2882

2 確認申請受付後に承認済、許可済等の合議を要するもの

◎: 建築基準関係規定

合 議 事 項	合議方式	所 管 部 署
◎許可申請建築物を建築する場合 ◎認定申請建築物を建築する場合	合議欄記入	建築指導課 市街地建築係 [住宅都市局] 西庁舎2階 972-2918
◎仮設許可申請建築物を建築する場合	合議欄記入	建築審査課 審査第二係 [住宅都市局] 西庁舎2階 972-2930
◎駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域内で駐車施設の附置が必要な場合 ◎床面積が500㎡以上の駐車場を整備する場合	合議欄記入	交通施設管理課 施設管理係 [住宅都市局] 西庁舎4階 972-2774
◎仮使用承認申請が必要な場合(既設建築物の増築等)	合議欄記入	建築審査課 審査第一係 [住宅都市局] 西庁舎2階 972-2929

協 議 先 一 覧 表 (名古屋市)

次の表に掲げる協議事項に該当する場合は、各法令等により許可申請、届出等が必要になる場合がありますので、所管部署と協議をしてください。なお、協議事項の詳細につきましては、所管部署にお問合せください。

1. 協議等が必要な区域、地区、地域等(協議該当区域図等参照)

協 議 事 項	所 管 部 署	
☐ 河川保全区域内で建築等を行う場合 [庄内川、矢田川、天白川、新川、堀川:官民境界より18m以内] [日光川:官民境界より35m以内] ①庄内川の庄内川橋より下流の区域 ②庄内川の庄内川橋より上流、矢田川の宮前橋より下流の区域 ③矢田川の宮前橋より上流の区域、天白川の区域 新川の区域、日光川の区域 ④堀川の区域	①国土交通省庄内川第1出張所 ②国土交通省庄内川第2出張所 ③愛知県尾張建設事務所 維持管理課 ④河川管理課[緑政土木局]	①411-2539 ②901-5944 ③三の丸庁舎6階 961-4421 ④972-2882
☐ 戸田川河川改修事業区域内の現河川堤防より30m以内の区域で建築等を行う場合 [中川区] [東福橋～二級河川上流端]	河川工務課 設計係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2897
☐ 再開発予定地区内で建築等を行う場合 [錦三丁目25番] [錦三丁目16番]	都心まちづくり課事業調整係 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-2946
☐ 都市再生緊急整備地域のうち名古屋駅周辺・伏見・栄地域で建築等を行う場合 [敷地面積又は区域面積が2,500㎡以上のもの]	都心まちづくり課事業調整係 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-2946
☐ 都市防災不燃化促進区域内で建築等を行う場合 [中村区広小路線地区] [東郊線地区]	市街地整備課耐震化支援室 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-2773
☐ 上飯田連絡線沿線30m以内で建築等を行う場合 ①味鋺駅から上飯田駅部終端まで ②上飯田駅部終端から平安通駅まで	①上飯田連絡線(株) 管理部 ②工務課維持係 [交通局]	①名鉄上飯田ビル2階 981-6437 ②西庁舎11階 972-3888
☐ 連続立体交差事業施行関連区域で建築等を行う場合 [万場藤前線・庄内川～新川] [守山本通線・小幡～大森]	道路建設課立体交差係 [緑政土木局]	西庁舎7階 972-2867
☐ 周知の埋蔵文化財包蔵地内で建築等を行う場合(名古屋市遺跡分布図参照) ☐ 史跡の指定地内で建築等を行う場合(名古屋市遺跡分布図参照)	文化財保護室教育館分室 [教育委員会]	名古屋市教育館 962-7021
☐ 町並み保存地区内で建築等を行う場合 [緑区有松] [東区白壁・主税・榎木] [西区四間道] [西区中小田井]	歴史まちづくり推進室 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2782
☐ 急傾斜地崩壊危険区域(法指定)内で建築等を行う場合	愛知県尾張建設事務所 維持管理課	三の丸庁舎6階 961-4421
☐ 名古屋高速道路沿線30m以内で建築等を行う場合	名古屋高速道路公社 管理課	黒川ビル2階 919-3207

2. 協議等が必要な特殊地域等(協議該当区域図等参照)

協 議 事 項	所 管 部 署	
□都市公園内で建築等を行う場合(公園配置図参照)	緑地管理課指導係 〔緑政土木局〕	西庁舎5階 972-2473
□特別緑地保全地区内で建築等を行う場合(公園配置図参照)	緑地維持課緑化指導審査係 〔緑政土木局〕	西庁舎5階 972-2465
□名城郭内申し合せ区域内で建築等を行う場合〔中区〕	都市計画課地域計画係 〔住宅都市局〕	西庁舎4階 972-2713
□県営名古屋空港周辺区域内で建築等を行う場合〔北区、西区〕 〔進入表面、転移表面、水平表面に抵触又は近接する建造物〕	愛知県名古屋空港事務所	0568-29-1603

3. 協議等が必要な建築物等

協 議 事 項	所 管 部 署	
□地域冷暖房届出対象建築物を建築する場合 [第1・2種低層住居専用地域内を除く、延べ面積が 30,000㎡以上の建築物すべて]	都市計画課都市計画係 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2712
□環境影響評価対象建築物を建築する場合 [高さが100m以上、かつ、延べ面積が 50,000㎡以上の建築物]	地域環境対策課環境影響評価係 [環境局]	東庁舎5階 972-2697
□3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合	地域環境対策課 有害化学物質対策係 [環境局]	東庁舎5階 972-2677
□県要綱対象の特定荷主等 [敷地内の延べ面積10,000㎡以上又は敷地面積30,000㎡以上]	大気環境対策課 交通環境対策係 [環境局]	東庁舎5階 972-2682
□廃棄物減量条例対象の事業用建築物 ①延べ面積が 1,000㎡以上の建築物 ※ 廃棄物・再利用対象物保管場所の届出 ②店舗面積が500㎡を超える小売店舗 ※ 再利用対象物保管場所の届出	資源化推進室 事業系ごみ対策担当 [環境局]	本庁舎4階 972-2390
□建築物の解体工事を行う場合 [解体する建築物の床面積合計が1,000㎡以上のもの]、[アスベストが廃棄物として発生する場合]	廃棄物指導課 産業廃棄物指導係 [環境局]	本庁舎4階 972-2392
□建設汚泥を再利用する場合 ※建設汚泥が発生する工事に着手する7日前までに届出		
□建設工事で発生する産業廃棄物の保管をする場合 ※保管面積が300㎡以上の事業場外で保管(廃棄物処理法対象の場合) ※保管面積が100㎡以上の屋外で保管(産廃条例対象の場合)		
□愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」 適用対象建築物を建築する場合	建築審査課 審査第二係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2930
□建築物環境計画書届出対象建築物を建築する場合(CASBEE) [床面積が2,000㎡を超える建築物]	建築指導課 建築物環境指導係 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2924
□省エネルギー計画書提出対象建築物を建築する場合 [床面積が300㎡以上の建築物]		
□建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) の対象建設工事を行う場合 ※工事着工7日前までに届出 [建築物の解体工事で延べ面積が80㎡以上の場合] [建築物を新築、増築する部分の延べ面積が500㎡以上の場合]など		
□自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場の建築等を行う場合	環境活動推進課事業活動推進係 [環境局]	東庁舎5階 972-2693
□興行場(劇場、映画館、演芸場等)、公衆浴場、納骨堂、火葬場を建築する場合	環境業務課 衛生指導係、環境衛生係 [健康福祉局]	本庁舎1階 972-2643、2644
□大規模小売店舗立地法対象建築物を建築する場合 [店舗面積が 1,000㎡を超える大規模小売店舗]	地域商業課企画係 [市民経済局]	本庁舎5階 972-2433
□電波伝搬障害防止区域内に高さが31mを超える建築物等を建築、修繕等を行う場合 [電波伝搬路の中心線の両側それぞれ50m以内の区域] (電波伝搬障害防止区域を表示する図面参照)	東海総合通信局 無線通信部陸上課	名古屋合同庁舎 第3号館 971-9621
□道路を占用する場合 □車庫から歩道を横断し車が出入りする場合 乗り入れ施設の設置	各区土木事務所管理係 道路管理課占用係 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2849